

第12日目（12月17日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、陳情第4号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状態調査についての陳情を議題といたします。社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会審査報告を行います。

本委員会は付託されました、陳情第4号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状態調査についての陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第110条並びに第143条第1項の規定によりご報告いたします。

審査の状況であります。期日、令和3年12月10日金曜日。委員の出席状況は出席者7名、全員出席であります。議長からも出席をいただきました。

委員会においては、陳情にある市でのアンケート調査を実施することは現実的に困難であり、また市単独でのアンケート調査は集計も難しく判断基準になるのか疑問もあり、あまり意味がないとの意見が出ました。

またワクチン接種後の健康状態について、現在厚生労働省で、各製薬会社ごとに1万人から2万人においてワクチン接種後の調査をし、結果を公表しております。その調査結果で個々に判断することが望ましいとの意見もありました。

ただ、陳情者の不安を抱く気持ちも理解できるとの意見もあり、アンケート調査はしなくても、他の自治体で医療機関にかかった事例などを公表されているところもあるので、市が公表できる範囲のところはするとした意見もあり、趣旨採択を委員会でまず諮りました。結果は、反対多数でこの趣旨採択は否決となりました。

その後、陳情第4号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状態調査についての陳情の採決を諮った結果、全会一致でこの陳情は不採択となりましたことを報告いたします。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 陳情第4号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状態調査についての陳情に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

陳情第4号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状態調査についての陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立した者なし〕

起立なし。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第2、第94号議案 南魚沼市六日町駅自由通路・シンボル空間条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第94号議案 南魚沼市六日町駅自由通路・シンボル空間条例の一部改正についての提案理由をご説明いたします。

今議会初日の日程第15、第88号議案に関連するのですが、事業創発拠点施設の建設を現在六日町駅で進めております。その過程において市が管理する六日町駅自由通路・シンボル施設の敷地地番が変更となっていることが分かりました。

条例制定当初、平成10年3月頃ですけれども、所在場所の地番は六日町140番地2でありましたが、その後JR側による分筆、合筆等を経て、現在は六日町91番地2となっていることが判明したため、今回、所在地番を改めるものです。

次のページは、新旧対照表となり、第2条の地番を修正するものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 南魚沼市六日町駅自由通路・シンボル空間  
条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 95 号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団  
体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。本案  
について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 では、第 95 号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、新潟県市町村総合事務組合より、令和 3 年 10 月 8 日付で規約変更等に係る協議  
書の提出依頼があったものでありまして、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に  
よりまして、規約の変更について議会の議決をお願いするものでございます。

3 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。2 点ございまして、まず令和 4 年  
3 月 31 日をもって阿賀北広域組合が解散いたしまして、総合事務組合から脱退をするとい  
うことであります。

別表第 1（第 2 条関係）中、右側の旧のほう、阿賀北広域組合を削ります。それからその  
下、別表第 2（第 3 条関係）の表、これも右側の旧の表の中、組合市町村等の欄の中で、第 1  
項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、ページをめくって 4 ページのほうの第 6 項までござい  
ます。その中にある阿賀北広域組合を削るというものでございます。

もう一点は、令和 4 年 4 月 1 日から、加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合が、総  
合事務組合の共同処理事務に加入したいという申出があったことによりまして、規約へそれ  
を追加するというものでございます。

戻っていただいて 3 ページであります。別表第 2（第 3 条関係）の左側、今度は新のほ  
うです。左側の新の表の組合市町村等の欄の中で、第 2 項、第 3 項に加茂市及び加茂市・田  
上町消防衛生保育組合を加えるというものでございます。

戻っていただきまして、議案書の 1 ページであります。下段の附則であります。施行期日  
を、令和 4 年 4 月 1 日からとしたいものでございます。

以上で、第 95 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう  
お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 95 号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 96 号議案 市道の路線認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 96 号議案 市道の路線認定について提案理由をご説明いたします。

今回の市道の路線認定は、3つの路線について、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。3 路線は、いずれも新規に認定する路線で、図面番号 1 及び図面番号 2 は、市道認定基準の第 4 条第 3 項第 4 号、公共又は公益上認定することが特に必要な道路として、また図面番号 3 は第 5 条の私道の市道認定基準により、種別のその他市道に認定したいものです。

めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。図面番号 1、余川中道県道線です。この路線は、一般国道 17 号六日町バイパス事業に伴う、周辺の取付道路改良により認定したいものです。主要地方道十日町六日町線に接続する地点から延長 45 メートルの部分となります。

めくって 4 ページをご覧ください。図面番号 2、藤塚大谷地バイパス線です。この路線も先ほどと同様に、一般国道 17 号六日町バイパス事業に伴う認定で、近尾川左岸から北に延長 240 メートルの部分となります。

続いて 5 ページをご覧ください。図面番号 3、天王町 50 号線です。浦佐天王町の浅地町付近の道路となります。この路線は、宅地造成により建設された道路ですが、住宅建設が進み公共性が高まったことにより認定としたいものです。延長が 90 メートル、幅員が 6 メートルから、隅切りを含めて 10 メートルということになります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 ページ、起点・終点の部分でありますけれども、今現在、確か歩道に使

っている部分に電柱といいますか、あれが1本……

○議 長 ちょっとマイクを近づけてもらっていいですか。

○寺口友彦君 今、歩道として使っている部分に電柱みたいなのが1本立っていると思うのですが、あれは今後、撤去するのか。市道認定を受ければ、市がその工事費を負担しなければならないのかというところをちょっと、そこだけお聞きしたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 歩道に立っている電柱については——私は、すみません。ここでは認識はございませんでした。その部分については確認して、後でご報告いたします。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第96号議案 市道の路線認定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第97号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 続きまして、第97号議案 市道の路線変更について提案理由をご説明いたします。

今回の市道の路線変更は、2つの路線について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1 ページの表をご覧ください。2 路線について、表のとおり変更を行いたいものです。この2 路線は、いずれも一般国道17号六日町バイパス事業に関連しての起点・終点変更により、延長が変更になるものです。

めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。図面番号1、阿弥陀堂藤塚線です。この路線は、県道十日町六日町線を起点とし、国道253号を終点とする路線ですが、六日町バイパス余川工区が完成し周辺の取付道路が変更となったことから、図のように終点部を変更し、延長を911.1メートルから920メートルとしたいものです。

続いて4ページをご覧ください。図面番号2、藤塚大谷地線です。この路線は、従来は先ほどの市道阿弥陀堂藤塚線を起点とし、八海高校グラウンドを周回する路線ですが、先ほどと同様に六日町バイパス余川工区が完成し周辺の取付道路が変更となったことから、図のように起点を変更し、延長を694.3メートルから595メートルとしたいものです。

以上、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第97号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第98号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第98号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」につきましては、令和4年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案の1ページをお願いします。

1、公の施設の名称は、南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」であります。

2、指定管理者に指定する団体は、有限会社まちだプランニングです。

3、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

指定管理者の選定につきましては、公募により選定したもので、令和3年7月15日の市報及び南魚沼市ウェブサイトに掲載し、8月末までの1か月間、公募を行ったものであります。

公募の結果は、有限会社まちだプランニングのみの応募となりました。有限会社まちだプランニングは、「金城の里」での指定管理が開始された平成21年度から、指定管理者として

適切な管理運営を行ってきており、申請書類の審査においても不適合事項は認められず、良好な維持管理運営の継続が期待できることから、次期指定管理者として指定したいものであります。

3ページからは、事業計画書でございます。

4ページをお開きください。1の基本方針では、年間約6万人の利用者を迎え、お客様に愛される施設となるよう適切な管理運営に取り組むこととしております。

2は施設の概要です。平成16年から供用開始しており、温泉を使用しております。

3は事業計画についてです。(2)の開館時間は、午前10時から午後9時まで、(3)休館日は、毎週月曜日と年末年始ほかとしております。5ページの(4)利用料金は、個人のほか、法人券、年間利用券を設定しております。

4は収支計画で、収入、支出とも約2,000万円強を予定し、これは例年の決算額とおおむね同規模となっております。また、市の指定管理者委託料は、収入では下から3行目、それから支出では下から5行目に該当しますが、そのうちの下水道使用料、ボイラーの燃料費分ということになっております。

6ページの5は、団体の概要となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5ページの収支計画のほうで、まず収入の部の指定管理者委託料、下水道使用料22万円、燃料費440万円でありますよね。それが支出の部、水道光熱費の下水道使用料が20万円、2万円差がある。燃料費400万円ということですから、そこら辺が——使った分は指定管理者委託料として出すけれどもという話でやるのか、年度当初は多めに払っておいて後で返してもらうという形なのか。数字が合わないのだけれども、ここら辺はどうやって計画を出されたのか、そこだけお聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 説明が不足しておりまして、大変申し訳ありません。若干、見づらいですが、この収支の表について、下のほうのそれぞれの数字は、税抜き額の合計となっております。上の収入のところは、全体に税込みの額としておりまして、収入の最後の行であえて税抜きとして別途あげております。それですので、税の分を控除しますと同額ということになっております。それで、下水道使用料分と燃料費分につきましては、実績に基づいて市のほうで別途負担するという内容でやっております。

以上です。

○議 長 ほかに。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点お尋ねします。まず1問目、これは南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会があったと思いますが、この選定審議会で出された資料というのは、私たちに outs

た資料と同じ分量なのか。

2つ目、南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2号、指定管理者を選ぶ際に大事な点は、この管理に係る経費の縮減が図られるものかどうかであることです。今後、まちだプランニングさんが指定管理5年間やる中で、管理に係る経費の縮減が図られるものであると思えた理由をお聞かせください。2点でお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目、南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会での資料でございます。こちらの内容に加えて会社の定款が加えられておりますが、それ以外は同じでございます。

2点目、経費の縮減の見込みでございます。こちらについては、まずこの施設ですけれども、先ほど若干ご説明をいたしました、ほとんどの経費につきましては入湯の収入で何とかそこを賄っている状況であります。例外的といいますか、施設が可燃ごみの廃熱利用の施設が基本であったことから、熱で沸かすのですけれども、可燃ごみ処理施設が停止したときに、どうしても加温するボイラーの燃料が必要になります。その部分については、可燃ごみ処理施設の停止そのものが市のごみ処理の計画や停止に関わるもので、指定管理者の責めによるものではないことから、燃料費の負担は市が別途行うことが適切であろうという判断の基、燃料費は全て負担するとしております。

下水道使用料分の負担をしておりますが、これは開設当初には下水道の供用開始前でございます。それがなかったのですけれども、以後、途中で供用開始になった関係で、その部分の負担まで今現在の体制だと求めることが——要は収益を上げるその中に負担をさせるということが難しいということから、こちらの分も別途市が負担しているところです。

ただ、今のご質問の趣旨であります経費の縮減ということになりますと、こういう部分もやがて市の負担ではなくしていけるのかという意味合いかと思えます。そういった点についてお答えをさせていただくと、今経費の面につきましては、こちらの内部のほうでも大変精査しております。経費的な節減という——要は支出側の節減は、非常によく頑張っている点かと思えます。そうしますと、収入を伸ばすということになるのですが、そうすると収入を伸ばすには入湯料金の値上げを検討することになります。

これも実際、最近はその着手してきているのですけれども、ちょうど新型コロナが来てしましまして、大分、入湯客数が減少したり、昨年の決算では新型コロナによる決算補填などもさせていただいたところ、ちょっと不安定な状況になっております。今その部分は検討を中断しておりますけれども、やがてまた軌道が戻りましたら、そういった点も含めて、経営全体のほうは私どもも入った中で共に検討していきたいと、そういうふう考えております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 私たちも市民の代表として、指定管理がどれだけ経費の削減につながるのかというのは、本当に真剣に議論したいと思っているので、できたら南魚沼市公の施設指定



管理者選定審議会で出された資料と同じ分量を、私たち市民の代表にも与えてほしいと思うのですけれども、これはどう思いますかという質問にすればいいのですね。どう思いますか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 ただいまの資料の件でございますけれども、定款等もかなり分量が多いですけれども、そういったことでまた研究できればと考えておりますので、つけられる方向で考えたいと思います。(当日訂正発言あり)

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 今回、指定管理が7件出ているわけですが、この全般に対して私は言いたいので、一番最初にちょっと言わせていただくのですが、昨年だったか、2年前か、ある施設の指定管理が出たときに——具体的に言ったほうがいいですね。道の駅のことです。市のほうで米の販売をお願いしていく——私もずっと質問していた米の販売を、そこでいろいろな米が売れるようにしていくという指導をこれから——申入れ書を出したよと言っているのに、実際それが2年たってもやられていないのです。

こういう事例もあるので、私がここで何を言いたいかというと、例えば指定管理者に市のほうの考え方を提案して、それがどこまでできるかという問題もあると思うのです。相手が聞いてくれるか。契約前にこれをしてくださいよと言っているのに、実際はしない方もいるという事例が、私はあると思っています。

今、指定管理の期間なので、その間にやっていけばいいと相手は思っているのかもしれないけれども、やはりでも私は、そういう事例もあるので、どこまで指定管理者に対して市の声が反映させられるかというのを、今どういうふうに考えているのか。例えば市民生活部長に答えてもらうのもあれかもしれないですし、市全体としてどういうふうに指定管理について思っているのかを、ちょっと根本をまず1点、聞いてみたいです。

○議 長 総務部長。

○総務部長 きちんと答えられるかどうかあれなのですが、全般的に言いますと指定管理に出すことのメリットがあるので、市は指定管理に出しているわけです。メリットというのは先ほど質問がありましたように、市が直営でやるよりは経費が削減できるだろうということのメリットなわけです。市が直営でするよりは民間のノウハウ、あるいは活力を使ったほうが効率的に事業運営ができると。行政が直接やるというのは、例えばお客さん商売はあまり得意ではないだろうというところがあって、そういうところはもっと民間の方々のノウハウを生かしたほうがいいだろうということで始まっている制度だろうと、私は認識しております。

そうしますと、利益を上げるということがやはり指定管理を受けた方々にとっても一つの命題になりますので、我々がこうしてもらいたい——この施設の設置者は市でありますので、市としての責任はあります。したがって、これはこういう方向でやっていただきたい。あるいはこういう経営をしていただきたいという基本的なことは申し上げることはできます。そ

れに従っていただく必要はありますけれども、指定管理の中で、こういった方向でなければ私ども利益が上がりませんということになりますと、やはりそれは市としても、指定管理者の意見を聞いていく必要があるのだらうと思います。

それがどこまで話が詰まるか詰まらないかということになりましようけれども、そういった、なかなか市が直営とは違う、一步違った立場での経営体であるということは、我々も踏まえた上で対処していかなければならないということになります。答えにならないような答えでありますけれども、直接的な指導あるいは規定というのは、我々のほうではできないと思います。指定管理者のほうで、どこまで我々の意見を受け入れてもらえるかということは、協議になるのだらうと思っています。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 総務部長の答弁は、ある意味、大変すばらしい答弁だと思うのです。もう法律にのっとってとか。法律的にも1点はあるけれども、ただそれでも、やはり指定管理者の選定の中で、これをしてもらいますよという市が申入れをしているのに、その約束を守ってくれないというのはある意味、総務部長の言っていることは当然、それはそれである点もあるけれども、約束を守らないという一面もあるわけですよ——要は文面に残る。そういうところをしっかりと協議というか、やはり何のためにある施設かというのを考えてもらって、取り組んでほしいというのがあるのです。

ちゃんとそれになっていなければ、言っていることとやっていることが違うだらうと言ってペナルティーを食らわすぐらいの話をして、やってほしいという、私は思いがあるのです。今回7件ありますけれども、本当に私は、指定管理はいい制度である点もあるし、問題のある制度だというのがあられるけれども、経費の削減というのでは私は非常に賛成しています。

いい点はあると思いますし、民間の力、民間の活力でやっていくというのはあると思いますけれども、言うときは言うという姿勢をちゃんと見せておかないと、全然、市の目的と違う施設になっていっても困るわけです。そこをしっかりと——いろいろな方たちがいますので、いろいろな部がありますので、それをしっかりとと言えるようにしてやっていただければと思います。

以上で終わります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおりだと思います。我々も一旦はお任せをするわけです。経営してくださいと。これをうまく運営してくださいということでお任せするわけですが、まるで任せっ放しにはできない。したがって、指定管理には必ず期間を設ける、更新をさせる。これは前提であります。期間については施設の性質あるいは中身によって変わってきますけれども、更新のときにやはりきちんとそこでもって抑えていく。我々の意図している運営ができていのかどうかということはチェックをしていくという必要があらうかと思っています。

そういうことを重ねながら、よりよい運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 98 号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設附属施設「金城の里」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 99 号議案 上町保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって、目黒哲也君の退場を求めます。

[目黒哲也君退場]

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 では、第 99 号議案 上町保育園の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

上町保育園につきましては、令和 4 年 3 月 31 日をもって 5 年間の指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。

- 1、公の施設の名称は、上町保育園であります。
- 2、指定管理者に指定する団体は、学校法人里咲学園です。
- 3、指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

上町保育園は、六日町地区の児童を主な対象とした保育園で、現指定管理者による管理運営は良好でありまして、専門性、継続性が求められる業務であることから、引き続き次期指定管理者として指定したいものでございます。

また、現在の公設民営型から公私連携型として、私立保育園の要素を持った運営形態に変更するために、法人とも協議を開始しておりまして、指定管理の期間を最短の 3 年間とし、

この期間に公私連携への移行を進めたいものでございます。

公私連携型は、国の保育基準では私立扱いとなりますが、施設の老朽化に伴う改修等の際には、国の補助を受けることができるものでございます。

3ページからは、事業計画書でございます。

4ページをお願いいたします。1の指定管理の基本方針では、保育目標としまして「自分の力でやりぬく子ども」を掲げ、子どもたちの健やかな成長と市民の方々が安心して利用できる園を目指すとしております。

2は施設の概要で、平成19年に開設してございまして、記載のとおり鉄骨造り1階建てなどとなっております。

3は令和4年度入園見込数でございます。

5ページに移りまして、4は主な行事計画です。

次に6ページをお願いいたします。収支計画書で、収入、支出とも約8,100万円ほどを予定してございまして、収支差引きでは60万円としております。市の指定管理者委託料は、収入の部の表、一番上の行ですが、指定管理者委託料収入で7,000万円となっております。

7ページに移りまして、6は団体の概要となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3点について伺います。4ページ、まず1点目ですが、施設の概要のところに定員110人(48人)となっておりますが、これについて説明がなかったかと思いますが、これはどう見ればいいのか。それまでは60人でした。市のほうの入園の申込書のほうには定員は48人となっているのですが、こことはどう見ればいいのか分かりませんので説明願います。

次にその下の3番、令和4年度入園見込数であります。これは1歳児から合計で48人となっているのですが、これが今年10月末の構成とまるで同じですが、偶然であるのかどうか。次の指定管理の認定こども園めぐみ野こども園のところを見ますと、見込園児数は月ごとに出ているのです。これ10月29日に入園の申込みが済んでいますので、なぜ月ごとに出せないのか。これで本当に間違いはないのかというところを2点目伺います。

次に3点目です。委託期間が3年間ということでありまして。ここ二、三年、出生数は300人台の前半となっております。急激に減っております。市営保育園のほうの定員に対する入園は151人少なくなっていますし、保育委託している施設全体としても40人、合計では定員に対して191人少ないという、既にもうそういう状態です。今後は公立だけでなく委託している施設についても、学校のように統廃合というようなことも念頭に入れた——ただ私立化ということだけではなく、全体的な市の保育行政はどうしていくかというところを考えた上で3年間であるかどうか。

以上、3点です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 説明が足りなくて申し訳ありません。1点目の4ページ、施設の概要の欄、9の定員の関係でございますが、ここにありますが、ここにありますが110人というのが認可の定員でございます。保育園の面積とか設備など勘案しまして、受入れの上限定員でございます。実際この団体から上がってきたものが48人の定員ということで、市からの指定管理者委託料なども利用定員を基に算出するというので、実際はその差が大きくございます——認可定員と実際の人数。

やはり六日町地区は保育園が数多くございますので、プラス少子化の流れ、そういったことでこの園にしわ寄せといいますか、保育園児が入ってこないという要素もございます。また、保育士さんの配置の関係でゼロ歳児の受入れが今現在できないということがありまして、利用園児が少ないというような報告を受けてございます。

2点目の細かなものが出されていないということですが、10月の在園園児数48人ということで議員がおっしゃるとおりですけれども、その人数によりまして、先ほど言いましたこの園に園児の少なさ、しわ寄せが来ております。その48人をベースにということでこれが提出されております。この詳細については、後で子育て支援課長のほうから説明をしてもらいます。

それから指定管理ばかりでなく、保育園全体のご質問だったかと思っておりますけれども、少子化の流れによりまして、それら統合云々ということも当然、考えていかなければなりません。指定管理につきましては市のほうの公共施設等総合管理計画がございまして、その中に掲載されていると。その方向づけが先ほど提案理由で申し上げました流れになっているということでございます。

以上でございます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 上町保育園の定員の件につきまして回答いたします。まず、認定こども園めぐみ野こども園と入園申込みの人数の書き方の違いがあるという、月ごとに出ているか一括で出ているかということですが、これは特に私どものほうで指定しているわけではありませんので、それぞれの園がそれぞれの方法で出しているということになります。

来年度の48人というのが、今年の10月の数字ということになっておりましたので、まだこの時点では正式な来年度の入園児童数というものが出ておりませんので、今年の数字を基に来年度の予定を立てて申請がされたものと思っております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 一番最初の、定員については分かりました。

入園の見込数ですけれども、この時点で分からなかった。10月29日で締め切っていて、ほかの園では月ごとのものまで出せるというぐらいなわけですので、上町保育園だけが出せない

いという理由には当たらないのではないかと思いますけれども、その辺もう一回。

次、3点目のほうです。先ほどの説明にありましたように、部長の説明では良好な運営がなされているので、その指定管理に出すのが適当だというお話だったわけですが、今年の3月末では60人定員に対して65人園児がいたのです。それがこの1年で48人にどんどん減ってきているという状況で、保育士不足でゼロ歳児は受け入れられないというような状態で、これから3年間指定管理するのが適当であるとする根拠は何でしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 月別を出せない理由といたしますか、私どもは48人であれば収支計画もそういうことだろうということで、先ほど申しあげました六日町地区、保育園の数がかなり多ございます。少子化の影響もございますので、少ないというのは当然私どもも分かるころなのですが、48人の収支計画などで、それで保育園の運営が成り立たないということではないというところの指標を見るための理解でありますので、どうしても月別の内容が必要ということになれば……あくまでも見込みですのでその辺がどうするか。今のところは私どもに提出されていないというようなことで、この内容で上程に至ったわけでございます。

2点目の保育園の入園見込数が少ない中で、安定した運営ができるのか。その団体となり得るのかというようなご質問であったと思いますが、やはりこの団体につきましても、今までもう何年にもわたって指定管理ということをして、それぞれ努力をされているところです。先ほど申しあげた理由などによりまして数は少なくなっていますが、引き続きそのループはされるということで、その判断によってこの団体にお願いしたいということに至ったわけでございます。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 どうしても月別でならなければならないとか、そういうことを言っているわけではありません。来年度の見込みがきちんと出せないということについて伺いました。その辺は、それで市のほうはいいという考えであれば、そうなのだと思います。

ただ、この地域は保育園がたくさんあって、そのしわ寄せがここに来ているとおっしゃいますけれども、保護者が選ぶわけです。10月末の児童保育の委託の人数をみますと、認定こども園めぐみ野こども園は定員に対してマイナス3人ですし、認定こども園野の百合こども園はプラスの1人ですし、この近くをみてみても、60人に対して48人に減っている、12人も定員割れしているというのはここだけです。そういったことの分析とかをきちんとされて、ここが的確だとして判断された理由を伺います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 確かに議員のお話にあるとおり、六日町の中心部といわれるところでも子供の数が減っていることは確かでありまして、一番多かった時期に比べますと約百数十人は減っております。各園、年度ごとに減っているところもあれば、増えているところもあるのですが、ちょっと上町保育園は一時より減っているという状況にはありますが、

まだこの時点で50人近い園児が入園しておりますし、この先、途中入園なども考えられますので、人数の減り方だけをもって、これが適していないなどということは、ここでは言えないと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2つお尋ねします。公募したのか、しなかったのか。しなかった場合、その理由。それと指定管理者委託料収入の推移を教えてください。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今ほどの公募の関係ですが、上町保育園は公立の上町保育園の建て替えを機に委託に出しておりますので、その委託に出すときには公募にかけました。それで2法人から申込みがありまして、それぞれ審査の結果、現在の学校法人里咲学園が指定管理者となっております。

それから指定管理者委託料の推移については現在、過去の細かい数字を持ち合わせておりませんので、後で調べて回答いたします。

以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 今回の公募のところにあったかということですが、それはないというような、委託したときには2者あったけれども、という答弁だったと思いますが。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今回、公募していないということで……すみません。1つの質問を失いたくないので……（「すみません」と叫ぶ者あり）

指定管理者制度が平成15年にスタートしまして、平成22年に総務省が各自治体に通達を出しております。指定管理者を選ぶ際は、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。つまり公募が原則ということです。平成22年、財団法人地域総合整備財団も公募が原則として、さらに非公募にする場合の判断基準を4つ示しています。近い将来廃止になる、緊急に選定しなければならないときに、公募したが応募者がなかった。そして最後、既に選定された指定管理者が一定の条件を満たした場合、更新を行うというものです。つまり、今回のように既に選定された場合、一定の条件を満たした場合は、更新を行ってもよいという。

さらに、総務省の人たちも入っているこの財団法人の報告書では、担当部署の独断とならないように必要に応じて非公募の場合は、議会などが非公募とした理由をしっかりとチェックする仕組みを導入すべきとあります。だから、私たちがしっかりと非公募とした理由をチェックしなければいけないのです。チェックしたいのですけれども、指定管理者委託料収入の推移を持っていないわけですよ、今。指定管理者委託料収入の推移がなければ、そもそも選定条件の管理に係る経費の縮減が図れるかどうか、私たち判断がつかないのです。なので、今回非公募とした理由をもう一度教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、制度的におっしゃったとおりなのですが、指定管理の公募の関係、公募を行わず特定の団体という、特例というのも道筋はあると理解しておりまして、今回、先ほど上程の理由を申し上げましたとおり、継続性が求められると。ほかのもろもろの指定管理の施設とは違いまして、相手は子供さんを預かるというような大事な施設ですので、それがガラリと、例えば保育方針とかそういった内容が変わりますと、子供さんがなかなか慣れずにとということも心配されることもございます。実際は、指定管理者の選定に係る審議会のほうにもかけていろいろな議論をされて、その結果、同一の団体へどうかということで上程に至ったということでございます。

上町保育園につきましては、先ほど課長も若干申し上げました。平成18年から、当時はそういう応募の資格ということで公募なされたという内容になってはいますけれども、その結果この団体が特に指定を外すというような行政処分もなかったわけなので、そういった意味では継続してほしいということでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 南魚沼市として、既に選定された指定管理者の契約が更新される場合、公募なしで、非公募で更新される場合に、原則には一定の条件を満たした場合とあるのですが、何かしら南魚沼市として、どういった条件かみたいなそういうのは、紙に書いたものがあるのでしょうか。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今のお話ですが、指定管理の申請があった施設それぞれによって、施設の形態が違いますので、一定の条件というのはそれぞれというか、一律に決めているところはございません。

以上です。

○議 長 ほかに。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 公募についてはもう議会運営委員会の段階で、特例条項によって指定だということで説明も受けていましたので、継続性という部分で特に今回問題ないのかとは思っています。資料の事業計画書の関係です。それぞれ指定管理をしているところは、経営形態や方針やいろいろあるものですから、事業計画書の様式自体が定められているということは恐らくないのでしょうかけれども、ただ保育園の場合は、園ごとに全く内容が違うというのは、なかなかそれぞれの保育園の比較等もしづらい部分もございます。一定の書式に全部統一するとかということではないにしても、例えば先ほどから指摘がございました入園の見込みですとか——施設概要などはほとんど一緒になっているようではございますけれども、今後比較がしやすいように、できる場所は書式の統一といいますか、そういったものをご検討いただけないかというのが1点です。



それから、子供さんの入園の状況ですけれども、今、指定管理でいろいろな保育園を運営していただいているわけです。定数の関係で恐らく、私の認識ですと定数を上回ったりすれば、希望の保育園でなくて市のほうでその辺を調整させていただいて、定数内であれば希望したところに入れるのかということで、ちょっと思っていたのですけれども、その辺はそれで間違いないのかどうなのか。

上町保育園がちょっと突出して定員割れというような、施設からいえばそれこそ 110 人の認可を受けている施設ですから、そういう意味ではちょっと少ないのかという気がするのです。子供たちもどんどん減っている中で保育園の配置ですとか定員の数も含めて、その辺の管理も今後必要になってくるかと思うのです。学校でいえば学区といいますか、学区というのはないわけですが、上町保育園の周辺の子供たちが例えば 4 ページにあるような 1 歳児 9 人とか、こういった人数に町の中心部も減ってきて——ただ、上町保育園に通いやすい中心の子供たちが、みんなここへ来ているのだというような形になっているのか。逆に上町保育園に近くても、わざわざよその保育園に行ってしまう状況があるのか。

そうだとすれば、どこかに何かまた問題もあるのではないかという気もするのですけれども、その辺、もしつかんでいたら教えていただきたいですし、もしなかったらぜひそういう辺りも検討しながら、更新時期にはその辺も検討の中に入れられるものなのかどうか。その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の事業計画書の様式統一という話ですけれども、なかなかそれぞれ園の独自性もあって、全て同じ様式でこれに当てはめてくれというのも難しいかとは思っています。おっしゃるとおり項目、内容、先ほど来、でています 3 番の入園見込数ですか、この違いもございますので、なるべく統一した内容——様式ではなくて内容で求めていくことは可能かと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

2 番目以降は、実務的なものなので課長から説明してもらいます。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほどの梅沢議員からの質問です。保育園の次年度の入園というものは、今はもう申請が終わって配置しているところですが、それぞれの保護者がどの園に行きたいかというのが一番重要になっております。その中で 1 番から何番かまで入りたい順に園の名前を書いてもらう。その中で職員の配置数、それぞれの園ごとの定員などを見ながら、希望に沿うように市のほうが調整するということになっておりますので、近くの方でも遠くの園を希望すればそちらに入ることもあります。

以上です。

○議 長 3 点お聞きになっているかと思っております。今ほど近隣からこの保育園を選んで行っているのかどうなのかというところが、あるかないかというような質問が出ていますが。

○子育て支援課長 失礼いたしました。近くの方が上町保育園に行っているか行っていない

いかということ、そこまで今ちょっと答えられないので、それぞれの申請書から細かく見ないと、この席ではちょっとお答えできないということになっております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 様式のほうはぜひ、可能な範囲で結構ですので、ご検討いただければと思っています。

入園の仕組みというか、事務的な取扱いも了解いたしました。今現在そこまでないということであれば結構です。何かあまりに保育園によって急に定員割れがどんどんしているところとかちょっとあるものですから、保護者から選ばれていないということになると、これはまた大変問題なことだと思います。今後また3年後更新ということになりますので、ぜひまたその辺ちょっとチェックする中で選定も含めて、それと今後の指定管理ばかりでなく保育園の配置といいますか、そういったのも検討が必要になってくる時期が来るかと思っておりますので、そういった部分も調べた中で配慮いただければと思います。その辺についてちょっと、可能かどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 一つの要素としましては、例えば親御さんの勤めに行きたいとか何かの要素で上町保育園でなくほかのところへ、あるいはほかのところではなくて上町保育園を選ぶというようなこともございます。そういったことはデータによって内容を確認して——この団体も当然、事業運営という視点ではいろいろな努力もされておりますので、そういった情報から私どもも一緒になって、入園の見込数の増と安定した運営というようなことができるように進んでまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 1点だけお伺いします。福祉保健部長が答弁されていますし、この施設の概要を見ますと、紛れもなく保育園だと思いますが、学校法人が保育事業を運営できるのかどうか。この1点だけお聞かせください。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 その件につきましてはちょっと、また資料をそろえて後でお答えしたいと思います。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。18番議員が質問したことにちょっと関連するのですけれども、指定管理の在り方といいますか、そこら辺ですけれども。前段の説明で経理的なメリットが主に指定管理の要素になっているのですけれども、これから2つ、保育園関係が続くのですが、保育園関係はそういう経費的なメリットというところではない、もうちょっとほかの観点からも決めていかなければならないというところがあると思うのです。

そういう中で保育園につきましては国で定められた事業をやるので、やる事業にはそう大差がないのですけれども、ただ、各保育園によってはいろいろ細かいところで違いが出てく

る。だけれども、説明にありましたように継続性とか、そういうところを重んじなければならぬとなると、特例条項によりこのような形で公募なしということになるのですが、そうなりますと指定管理で指定に出すということは、保育園の独自性をやはり認めて出すというところがあると思います。

一方では、公的な機関が指定管理に出すということは、自分が公的なというか、行政が考えている保育と民間が考えている保育の、やはり違いがどこか出てくるのではないか。そこら辺の調整みたいなのをこの指定管理期間の中で、市が、いやそこまでやってもらっては困るし、こうやってもらわなければならないというような、指定管理の委託先との調整みたいな、そういうのがこの3年間の中で取れるのか、取れないのか。みんなもう任せっきり独自性。その独自性で保護者が選ぶ。それにみんな任せているのかというところの仕組みといたしますか、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 保育園に限ってだと思います。可決していただいて事業者が決定しますと、協定書を結びます。協定書を本協定といいますか、それ自体は管理運営に関する3か年なら3か年の協定ですけれども、さらに年度協定というのも結びまして、そういった協定のやり取りの中で、当然協定を結ぶ前に事業者のほうと私どもといろいろ協議をするわけですが、その中で保育の指針といいますか方向性。私どもが伝えてそういう協定になってくるかと思しますので、議員がおっしゃるのは、そういったところで反映していくものだと理解しております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4ページの施設の概要で、実施事業に土曜日保育、延長保育、一時預かり保育とやっていただいておりますけれども、実績を見ますと、一時預かりであれば令和2年の101人から令和3年はゼロ人になったのです。土曜日保育は令和2年の69人から令和3年は112人と伸びている。延長保育についても14人から伸びていますけれども、標準が9人から2人、短時間が7人から12人と変動しています。ここら辺はそれぞれのご家庭のご要望にお応えをしてやっている事業でありましょうけれども、市のほうが指定管理でお願いする部分でありますから、一時預かりがゼロ人になっていくということになってくると、本当にその希望がなかったのかどうかと。どうなのだろうかとちょっと心配をする部分であります。ここら辺の動きは、指定管理を委託する先としてどうなのかということを検討したか。

それから来年度、令和4年度ですけれども、実質的に48人というのがまだ確定していないということでもあります。その中でも従事者を見ますと園長、主任、保育士で11人、保育補助員5人で16人と、非常に手厚くしているわけです。これは入園者数が少なくなれば当然、減らして経営をしていくだろうと読めるのです。そこら辺の変動について、従事者については指定管理の方が従業員として集めるのだけれども、減っていった場合に今度は減らさなければならないというのが出てきたときに、どうするのかという心配もあるのです。その2

点について、市のほうはどのようなことを考えているのかお聞きしたい。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 寺口議員にお答えします。まず最初の1点目の一時預かりがゼロ人になっていたという話ですけれども、この件については本当にゼロ人だったのかやっていたのかというのは、ちょっと確認しないとお答えできないので、また確認してお答えしたいと思います。

それから職員の関係ですけれども、人数が減ったから職員が減るというわけではありません。クラスがあればそこには必ず配置基準があって、そこに配置される職員が法律で決まっております。ですので、一定基準を超えれば1人減るということはあるのですが、その範囲に入っていれば人数は変わらないと思っております。また、人数が少なくなった場合、上町保育園には系列のむいかまちこども園がありますので、そちらのほうに移動するなりというようなことも考えられるかと思っております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 来年4月から3年間、公私連携ということを目途に指定管理をするわけがありますよね。そうすると指定管理先として今回、公募しなかったわけです。そうすると実態としてどうなのかということは事細かに調べておいて、本当に委託先として妥当なのかどうかというところは、検討しなければならないのです。

人数についても今現在48人ですけれども、子供の減り方を見れば結構厳しいのではないかと思います。そうした場合、今働いていらっしゃる方たちの保障といたしますか、身分保障みたいなのがどうなのかとやはり心配してしまうわけです。そういうところはやはり指定管理先の問題としてではなくて指定をする市のほうの考え方として、やはり手だてを考えておくということは大事かと思っております。

こういうところは、指定管理先として議案として出てくるわけですから、きちんとした答弁ということをやはり用意をしてくてもらいたいと思います。今後調べてということになりますから、答弁はないのでしょうかけれども、ちょっと提案する側とすれば、やはり資料ということについて不足ではないかと思っておりますけれども、いや、本当に不足で申し訳ないと思っているのかどうかということだけはお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 そうですね。大事な子供さん方を預かる施設の指定管理でございますので、議会の皆様方にご納得をいただけるといいますか、そういう資料づくりをしていきたいと考えます。

以上です。

○議 長 質疑の途中ですけれども、19番議員の質問に対しては、上位法で決められていることだと思いますので、質疑の途中ですが休憩といたします。その間に答弁ができるよう執行部、お願いします。休憩後の再開を11時といたします。

[午前 10 時 45 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 01 分]

○議 長 第 98 号議案で、黒岩議員への答弁について総務課長から訂正があるということ、総務課長の発言を許します。

総務課長。

○総務課長 先ほど審議会の資料の件でご質問いただいた件ですけれども、定款などがあるという話ですけれども、ほかにも納税証明とか、そういったものも資料がついております。ですので、今後こういったところまでここでお示しするかということは、検討させていただきたいということですのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 次に、桑原圭美君への答弁を保留していた件で、福祉保健部長のほうから答弁を願います。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 桑原議員からの学校法人が事業参加できるかという法的な根拠でございますが、平成 12 年 3 月 30 日付で厚生労働省の児童家庭局長通知がございまして、その中に保育所の設置、認可等について、そこから学校法人及び株式会社も事業参加ができると変わっております。

以上です。

○議 長 よろしいでしょうか。

[「はい」と叫ぶ者あり]

○議 長 ほかに、質疑はございませんか。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 上町保育園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 目黒哲也君の入場を求めます。

〔目黒哲也君入場〕

○議 長 日程第8、第100号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第100号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

認定こども園めぐみ野こども園につきましては、令和4年3月31日をもちまして3年間の指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の1ページをお願いいたします。

- 1、公の施設の名称、認定こども園めぐみ野こども園であります。
- 2、指定管理者に指定する団体ですが、社会福祉法人野の百合福祉会です。
- 3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

認定こども園めぐみ野こども園は、六日町地区の児童を主な対象とした認定保育園で、現指定管理者による管理運営は良好でございまして、専門性、継続性が求められる業務であることから、引き続き次期指定管理者として指定したいものでございます。

また現在の——これは先ほどの上町保育園と同じ理由ですけれども、公私連携型としまして、私立保育園の要素を持った運営形態に変更したいということもございまして、指定管理の期間を最短の3年間としているところでございます。

3ページからは、事業計画書でございます。

4ページをお願いいたします。施設管理の基本方針では、子どもの最善の利益と生活を保障し、学校教育につながる教育と、利用者が共感できうる安心安楽な保育を目指すとしております。

2は施設の概要で、平成14年に開設しておりまして、記載のとおり木造1階建てなどとなっております。

3は令和4年度の入園児見込みでございしますが、ここは表記がないのですけれども認可定員でございしますが、113人となっております。

4は行事計画でございます。

次に5ページに移りまして、5は収支計画で、収入、支出とも約1億2,000万円ほどを予定しておりまして、収支差引きでは8万6,000円としてございます。市の指定管理者委託料は、1億203万6,000円となっております。

6ページをお願いいたします。6は団体の概要となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認させていただきたいと思います。このめぐみ野こども園も前議案の上町保育園も同じなのですが、ほかにもあるのですが。今後、公私連携型の保育園に移行したいというようなことで話が進んでいるのですけれども、公私連携型はもう何年も前から話が出ているのですが、なかなかどこでどうつかえているのか話が進まないのです。それを目指しての3年の指定管理ということなのですが、公私連携型のめどといいますか、話が進みそうな状況に今なっているのか。また全然、前々と同じで、まだまだ未知数といいますか、そういう状況なのか。そういうところだけちょっと確認させてもらいたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員おっしゃるとおり、話のスタートは切っておるところですけれども、なかなか、いろいろな内容がございまして思うようには進んでいないというのが現状でございます。先ほど申し上げましたように今後の3年間において、それを何としてでも進めたいというような考えでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第100号議案 認定こども園めぐみ野こども園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第101号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第101号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定について説明いたします。五十沢キャンプ場は、令和4年3月31日をもって3年間の指定管理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案の1ページをご覧ください。

1、施設の名称は、五十沢キャンプ場施設であります。

2、指定管理者に指定する団体は、一般社団法人五十沢キャンプ場です。

3、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

今回は、平成31年から今年度までの3年間の指定管理期間で議決いただきました。これは指定管理者がそれまでの組合から一般社団法人に移行し、理事などの役員体制も変わったことから、5か年では継続性に不安が残ること、また施設についても検討をしたい部分があったことから運営期間を3年にさせていただいたものでした。

この3年間、当該施設の指定管理者として管理・運営を行ってきており、地域の活性化や四季を通じた観光誘客も積極的に行ってきております。申請書類審査においても不適合事項は認められず、指定管理者選定審議会を経て指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

3ページからが議案資料の指定管理候補者による、五十沢キャンプ場施設の事業計画書でございます。

4ページをご覧ください。1の指定管理の基本方針では、キャンプ場の新しい活用方法の実践、それから田舎体験や農業体験を通じた教養的な観光をもって、市内外の小中学校も誘致しながら、適切な施設の維持管理に努めていくこととなっております。

2は施設の概要であります。キャンプ場と中心施設2棟及びコテージ等の施設を管理・運営するものでございます。

5ページ、6ページは、利用計画と利用料金が記載されております。キャンプ場の利用者見込み計画数は1万2,500人、うちコテージは2,500人となっております。昨年度、今年度、新型コロナウイルスによる移動制限、自粛があったことから、単純に前年比較はできませんけれども、過去の実績に基づいた数字で算定させていただいております。

6ページ下段から7ページにわたりまして、収支計画、指定管理者候補団体の概要となっております。指定管理者委託料につきましては、支出をしておりません。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点お尋ねします。今回、公募をしたか、しなかったか。

2点目、指定管理者委託料がないということですが、これまでずっとなかったのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 公募はしておりません。理由につきましては、こちらについては昭和55年に、新潟県のほうで施設を整備されまして41年が経過しております。その間、以前は地元の産業セクターのほうで組織された組合で運営をしていただいております、収益等も上がっていたということで、別に独自のコテージのほうも運営されております。

ただ、この施設の経年劣化が始まった中で維持管理が大変であると。特に冬については、



あそこは約2キロメートル、市道ですけれども冬期間除雪をしておりません。ですが、冬期間の当然、雪の管理等を含めてやる必要があったことから、何とか行政区のほうにお願いしてやっていただいたものが、現在それが法人化されているということになります。

実際にこれを公募という形でほかの事業者さんという形になると、冬の冬期間除雪だったり、いろいろな維持管理——施設もかなり大きいですので、かかってくるということになります。こちらについては緊急性も含めた中で公募をしないで、現法人にやっていただきたいという趣旨でございます。

それから指定管理者委託料になりますけれども、指定管理者委託料は過去からここについては支出をしておりません。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 全て自主財源でやっているということで、大変すばらしいと思います。ぜひ、そういった取組をほかの指定管理の方とも情報共有して行って、少しでも経費が削減されていくようにやっていただきたいと思います。お願いします。

○議 長 質疑の場合なので、質疑をお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第101号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第102号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは引き続きまして、第102号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定について説明いたします。八海山麓観光施設は、令和4年3月31日をもって1年間の指定管理期間が満了することによりまして、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を賜りたいものです。

議案の1ページをご覧ください。

1、施設の名称は、八海山麓観光施設であります。

2、指定管理者に指定する団体は株式会社アクティです。

3、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であります。

今回の更新における指定管理者の候補者選定につきましては、昨年の12月議会において経年劣化による索道——リフトの大規模改修が必要な時期に来ているというところで、今後の経営方針、また索道事業継続の可否も含め、地元と協議を要するというお話をさせていただいて、1年間で指定管理の指定を本会場で決定いただいたところです。そしてその後、この方針に基づいて地元等と協議決定すべく取り組んでまいったところでございます。

しかし、施設の改修の可否やその時期に加え、改修したとしても将来にわたり市からの負担を抑えた中で、指定管理者が維持運営を継続できるかが重要な論点であることから、冬のみならずグリーンシーズンのより有効な利用方法や収益事業の模索、また管理・運営を行う施設の組織——法人ということになりますけれども、それらの体制の強化など多岐にわたり検討や協議を、まだ継続しております。

さらに継続していることから、時間をかけて慎重な判断をすべきと考えました。そのため来年度も協議を継続し、市の将来の負担や事業者の運営能力などを総合的に見た中で、より正しい方向を出したいことから、変則的ではありますが、さらに3年間で現指定管理者を候補として選定したいものでございます。

株式会社アクティは、令和2年4月1日から1年間、当該施設の指定管理者として管理・運営を担い、地域の活性化や四季を通じた観光誘客も積極的に行ってきております。申請書類審査においても不適合事項は認められず、南魚沼市公の施設指定管理者選定審議会を経て指定管理者の候補者として選定したものでございます。

3ページからが、議案資料の指定管理候補者による八海山麓観光施設の事業計画書でございます。

4ページをご覧ください。1の施設管理の基本方針では、各種イベントを計画実施し、積極的な誘客推進を行うとともに利用率向上、それから首都圏との交流人口拡大のための交流拠点化を推進することとしております。

2は施設の概要であります。スキー場とサイクリングターミナル、勤労者体育館の3施設を管理・運営するものであります。

5ページ、6ページは、施設利用計画と利用料金が記載されております。スキー場の入り込み計画数は1万2,990人、一昨シーズンが記録的な異常少雪、昨シーズンは新型コロナウイルスによる移動制限があったことから、単純に比較はできませんが過去の実績に基づいた中で、計画とさせていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 指定管理の期間についてですが、令和3年度の当初予算のときにもお聞き

しました。1年間延長した目的は何であるかも、そのときに聞きました。当初、産業振興部長は11月には結論を出したい、ということであればと、私も賛成したわけでありました。しかしながら、今年度はまだ3月31日まで残っている。そういう残った期間がありながら、さらに3年間の指定管理の延長であるということは、私はやはり議会に対する説明というのであるなら、ちょっと不十分ではないかと思っているのです。やはり1年間延長した中で結論を出すべきなのです。そう思っております。

今後3年間、指定管理をしていった中で、今後どうするかということを考えたいということでもありますけれども、今後どうするかを考えたいということで1年間延長したのです。それをまたさらに3年間ということであれば、本来指定管理の施設でありますから、当然、指定管理者委託料もお支払いはしますし、修繕が必要となれば修繕もしなければならぬということが発生してくるわけでありました。ましてやここは、観光事業となれば安全第一でありますから、お客様に事故等があってはならない。安全第一を考えれば、相当安全対策ということも取らざるを得ないのです。そういうところも含めて、私は1年間の延長だと、そのうちに何としても決めるのだと、産業振興部の決意を聞いて、それならばということで賛成したわけですが。しかしながら、今回こういうような出し方をされているのであるなら、なかなか分かりましたとは言えない部分がありますよ。

株式会社アクティの事業等については、観光施設でありながらもいろいろな事業に取り組んでいらっしゃる。特に東地区であります。まちづくりに取り組んでいらっしゃる。国際大学との関連ということも承知をしております。しかしながら、そういった運動、活動をするには、そういう団体が市の指定管理を受けた施設を利用しながらということでもやるべきものなのかどうか。これは市全体としてどうなのかということも考えた中で、東地区にはこういうものが必要だというような説明がなければならぬのです。そういうところのないまま、私は3年間延長ということについては、ちょっと産業振興部、決断が遅すぎると思いますけれども、それについて答弁願います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 昨年1年間ということで、ここで決定を賜りました。そこで11月頃には結論を出したいということでお話しさせていただいた件については、そのとおりでありまして、それが今回3年間また延長という形になりましたことについては、おわびを申し上げたいと思います。1年間——例えば今年、議論した中で廃止という形になっても、そこからすぐに、という話にやはりできないわけです。

地権者がいまして、当然契約の期間があり、あと当然営業が今年まだある中で、地元の小学生ですとか近隣の市町村についてもスキー場を使われている学校さん等もあると。そういう中で、まず1年間で廃止、それかもしくは継続という話を検討させていただきたいといった中で、殊さらに出ればよかったわけですがけれども。今現在株式会社アクティについては、例えば夏のアクティビティとか、夏の誘客をさらに伸ばす方法を、そういうものを今考えていただいている中で、これを本当にやると、この後、あそこの経営それから収支が改善して

いくのかというところを、今一緒に検討させていただいてまして、損益分岐の計算を一緒にさせていただいているというところでは。

本来であれば、ここまで既にそれは終わらせるという話になるのですが、まだまだ例えば地元のご意向等もありますので、その中をまず取りまとめるだけで4月から8月までかかってしまったという、担当部のほうの責任かもしれません。やはりそこについては可能性があるのであれば、どういう可能性——廃止も含めたことにはなりますが、それは市民サービスをやる上で継続はして、ちゃんと合意を得た上でその決定を表に出させていただいて、例えば廃止であれば、地権者さんへの説明を行って契約を解除させていただく時期。それから当然、撤去するのであれば、索道施設の基礎等も撤去するという作業も出てまいります。そこを含めると1年では当然終わらないということに至りまして、3年間という苦渋の選択という部分はありますけれども、そういう方針を取らせていただきました。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 部長の苦渋の選択ということも分からないでもないのです。当初3月のときに1年間延長というときについても、その前の指定期間の中でこういう動きがあるのだということで、地権者とお話をなされたというところはあまり聞こえてこないのです。株式会社アクティとはお話をしているのでしょうけれども、地権者とはそういう話をしなかつたわけです。それを1年間延長してどうするかを決めるというのは、私はやはり産業振興部長の意気込みを感じたのです。

そして今後こういうような形で市の税金を使いながら、観光振興といろいろなことを考えていかなければならないという中で、では市全体としてはどうするのだというところがなければ、そうですか3年延長ですか、その中で頑張るのですね、決めるのですねというところは、やはり賛成しかねるのです。苦渋の選択であるとするならば、来年3月末で私は終わらせてもらいたいと思うのですけれども。再度、聞きますけれども、来年3月いっぱいでは本当に駄目なのですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 継続するにしろ、廃止をするにしろ、来年3月までには結論——当然これから八海山麓スキー場それから株式会社アクティも、一番繁忙期に入っていくわけです。十分ここに時間を割けないというところについては、私どもがスケジュールをちょっと遅らせた部分は責任を感じるころがあります。ですが、実際3月までに結論が出るとは考えられませんでした。申し訳ございませんが、今回上程させていただきましたので、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3点お伺いいたします。今、同僚議員からも3年間についてございましたけれども、今の状況を聞いて難しいというのを実感いたしました。そうした中で3年という

部分で、一気に3年ではなくて一年一年というような、普通民間からいうと、やはり短期集中してやっていくという取り方も一理あるわけです。もしできなかつたらもう一年というような、本当に集中した中でやっていく。また我々議員にも提示していくというようなやり方ができなかったのかどうかということ、また同じことを聞いて恐縮ですけども、再度お伺いさせていただきたいと思っています。

2点目であります。指定管理者に出す部分で、私も分かりますけれども、コロナ禍の大変な中、頑張らせていただいていると思います。地域活性化、また雇用対策、本当にそういう面では大貢献を私にさせていただいていると思うのです。そうした中で、指定管理に出すに当たり、計画案が出てきて、前回と同じくまた3年としたわけですけども、どこをこのように改革していこうと、具体的に市民の代表の我々にもっと分かりやすく、この部分を改革して指定管理者を決めさせていただきましたというところをお示しさせていただきたいのであります。

3点目であります。私は財政支援という部分で、リフトが劣化してきているという、本当に安全性の部分で大変かと思うのです。しかし第2次南魚沼市総合計画実施計画の3年間を見たときに、八海山麓観光施設整備事業費に関しては3年間で3,000万円という計画が出ております。その部分に関しては、そういう方向性で私たちは考えてよろしいのでしょうか、どうですか。お伺いさせていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 質問が3つあったと思います。まず1つ目です。1年ずつの指定管理の更新では駄目かという話になります。私どもも1年間での指定管理というのも検討させていただきました。ただ、例えばこれを継続するにしろ、設備を廃止してその後撤去するにしろ、やはりそこについては必ず1年ですっぱり切れないわけです。

例えば撤去するにしても何をするにしてもサイクリングターミナルがあるわけで、その間も指定管理がどうしても生じるわけです。そういうものも含めた中で、新しい指定管理者を入れて混乱を招くというのは避けたいですし、やはり索道に精通している現指定管理者で、まずは3年間という形で進ませていただきたいと思います。

2つ目です。どこを改革しているかと。この計画の中では、なかなか改革は見えておりません。実際に今——もし継続できるとして検討している中で、そこがどんな形で夏に利用できる——自転車とかもあるでしょうし、含めてそういうアクティビティとか観光資源というものをつくって、そこでどれだけ収益が上げられるかというのを相談させていただいていますので、それが明らかにならないうちについては、計画にちょっと載せられないと考えます。

それから、第2次南魚沼市総合計画3年間で3,000万円というのは、今お話しした内容の中でやはり3年間——これは当然、結論が出まして、施設が1回そこで営業を辞めるということであれば、当然そこがまた見直しになるでしょうけれども、現時点ではやはりここ3年間の中でこれを見ざるを得なかったという形でございます。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 では、一年一年の部分に関しては了解いたしました。本当に3年間でやはり結論というか、それで駄目でまた云々ということはないようにしていかなければいけない。総合力をした中でみんなしてやはり——正直言って私は辞めてもらいたくないのです。だから応援したいのだけれども、そうした中ででは何ができるか。また、できないことも現実あるわけであり。その部分をやはり総合的に判断していかなければいけないわけであり。その点をお願いしたいと思います。

2点目の改革案という部分でお聞かせいただきましたけれども、具体的にはここに見ていないということでございます。このことに関して私は毎回、質問していて大変恐縮ですけれども、指定管理者を出す部分でありますので、再度お聞かせいただきたいと思っております。

計画書を見ますと、例えば宿泊者数の宿泊単価が5,500円で設定されております。今の時世で民間の部分考えたときに、5,500円の計画の単価がこの金額でよろしいのでしょうか。例えば指定管理者——条例の中にもございますけれども、これは1泊2食の宿泊の場合は6,800円という数字が条例で出ております。リフト代に関しましても1日券は3,700円という、条例で決まっております。

そうした中で、この変更もできるわけであり。その部分は私も条例の第11条を見させていただきましたけれども、指定管理者は特に必要があると認めた場合、市長が定めるところによって変更できるとあるわけであり。ということは、行政がこの単価で認めたと私たちは民間としてみていいのでしょうか。

今実際に民間が幾らで泊めておられるのか。そういうことを考えたときに、まずは自助努力して、ただ金額を安く——実際申し訳ないのですけれども、指定管理者で年間1,000万円以上出しているわけですから、いろいろな部分でやはりそういう金額でできると思っております。ですけれども、民間はそういうものがなくて全部自助努力でやっているわけであり。そうした考えの中で、この計画案の金額が妥当であるかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず計画書の中にスキー場入り込み者数に対して単価が1,300円と、それから宿泊施設については1泊というか単価が5,500円と、まずここについて触れさせていただきます。昨年もお話ししましたが、平均という形で考えさせていただいております。なので、実際にこの中には大人だったり子供だったりという形になるかと思っておりますので、それを見た中で指定管理者については、相対的な金額を人数で割り返しているという考え方になりますので、これをもってこの金額ということにはちょっとならないのですけれども、それでご理解いただきたいと思います。

それから、実際にこの料金をまず認めたかということになりますけれども、実際におっしゃるとおり条例の中で、市長の承認を得た中で料金を認めるということになってございます。確かに五日町スキー場さん、今回、冬は休みになっていますし、そういう面ではかなりほか

の施設との整合というところはあると思いますけれども、宿泊施設についてはとにかく大和地域において、特に東側ですね。ここはほとんど1軒しかない状態の中で、やはりそういう部分の反公共的な部分の利用もあれば、そこについてはちょっと致し方ないということはあると思いますけれども。

ただ、実際、指定管理者委託料をある程度いかにして下げるという部分については、やはりここも努力は必要だろうと考えております。今回、私どもとしてはこれをお出ししたということは、これで承認ということになりますけれども、やはりそこは今後、取り組んでまいりたい課題だと思えます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 平均で宿泊単価が5,500円ということで、多分お子さんもいれば、1泊朝食の方もいれば、1泊素泊まりの方もおられるからそういう金額になるかと思えます。ですけれども、条例を本当に見させていただいたときに、大人の方が1泊2食6,800円です。私たち民間を考えたときに、この条例が、この金額で本当にいいのか。例えば子供さんが6,200円なのです。例えば1泊朝食だって大人の方は6,200円で子供さんは5,600円なのです。料金5,500円という設定はどう考えても、私はどういう計画をしているのだろうかという、申し訳ないですけれども。

それは努力されている。大変だけれどもみんな頑張って、こういう時世だから大変だと思いますけれども、金額を下げるだけでは駄目なのです。その中でどう努力されているか——いっぱい、夏なんかもいろいろ頑張っておられる、そういう姿も見えています。そうした中で例えばスキーとサイクリングターミナルを切り離したような形での討議だとか、そういう段階も実際されていると思うのですけれども、今の金額と合わせた部分と、夏の部分、冬の部分、どのような形で1年間やられたのでしょうか。お聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、サイクリングターミナルとスキー場については、当然別々の施設になりますので、これは考え方を切り離せるかということになりますけれども。夏については当然スキー場はやっていませんけれども、冬については当然スキー場ありきの施設になりますので、切り離せるかということ、なかなかそこは難しいところだろうと考えます。

それから単価5,500円というものが、確かに6ページの料金から比較すると単価が下がっているのではないかというお話になるのですけれども、ここについては食事なしという方もいらっしゃるわけです。実際に大会で半泊で来られる方とか、そういう状況もあるとは思いますが、そういうものを勘案した中で過去の収益——新型コロナの状況もありますけれども、その前の収益等も勘案した中でそれを割り返しているということになります。そこでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長 ほかに。

11 番・塩川裕紀君。

**○塩川裕紀君** 部長にも相談に乗っていただいたりもしているのですけれども、五日町スキー場、今シーズン営業しないということを、自分が経営しているわけではないのですけれども、苦渋の決断をさせていただきました。ちょうど60年の節目でこういった事態になりました。八海山麓スキー場も夏場すごく頑張っていらっしゃって、自分の知り合いもダウンヒルとか自転車のほうで一生懸命頑張っております。大和の東地区の方々、本当に地元の総力挙げてあそこを盛り上げていると思うのです。スキー場に関しまして五日町スキー場も八海山麓スキー場もそうですけれども、同規模の同レベルで、一応、民営と言ってしまうまでなのですから、そのバランスをどのようにスキー場として考えていらっしゃいますか。お願いいたします。

**○議 長** 指定管理の質問にしては答えづらいかと思いますが、答弁できたら……。もう一度、11番議員、質問の、バランス。

**○塩川裕紀君** すみません。質問の仕方が悪かったです。今ほどありましたリフト券と宿泊の部分が安いということがありまして、以前からもこの議場で何回か民業圧迫みたいな話が出ております。五日町スキー場も同じ、もう索道が古くなってどうしようもなく、あと今回シーズン始める前に700万円ぐらいかかるということで、それが捻出できない、もう難儀ということで今回、営業しないのですけれども、過去1年間その検討をするという期間がありました。

同じような質問になってしまうかと思いますが、またこの3年間続けて、そこでまた延ばし延ばしのための延長なのか、しっかりと本当にそこで決断を下す延長なのか。五日町スキー場も頑張っていましたけれども、今後地元の方とかの話もいっぱい聞いて、検討して結論を出さなければいけないと思うのです。今後の、今のところの八海山麓スキー場の施設の考え方を教えてください。

**○議 長** 産業振興部長。

**○産業振興部長** まず、五日町スキー場がこの冬、営業を休まれるということについては、非常に今、私どもも胸を痛めるところがございます。地元の子供さんであったり、ご家族連れであったり、当然利用されていた施設ですので、それが1つなくなるというのについては非常に心苦しいというか、残念な気持ちを持っています。当然、料金は確かにこの表を見ると多分、安いという形で捉えられると思います。そこについては、私どもも当然、料金を上げていただきたいということで話もさせていただきますし、いただきました。

ただ、新型コロナの中、昨年度は非常に新型コロナのおかげもあったせいか、非常に来られる方が多かったのです。過去ここ五、六年来、一番来られています。多分、五日町スキー場もそうだと思うのですけれども。そうした中でそのほとんどというのがやはり共通リフト券を使われている子供さんであったり、その家族連れだと思いますので、実際にやって寄れる場があるものをまた料金を上げて、例えば関東方面のお客さんをメインにしている石打方面のスキー場と同列で見るのかというところがあるので、そこについてはちょっと検討を要す



るかと思えます。

あと、今のところの考え方ですけれども、先ほども申し上げましたが、3年間でしっかりした——続けるにしろ辞めるにしろ、しっかりした方針を出させていただいて、その上で地元と協議をして、そこについては当然了解を得て——事業費がかかることですので、辞めるにしても進むにしても。そこはちゃんご説明をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 私は実はこの3年がここで出てきたときに、1年で結論を出すということだったものですから、その協議の中で先ほど部長のほうからもグリーンシーズンとかアクティビティとかというお話も出ていますが、新たな取組や充実する部分が出てきて、その状況を確認しながら、最終結論を出すには3年間ぐらいのやはり期間が必要なのかと思っていたのです。

しかしあまりそこのところが説明の中ではちょっとないといえますか、聞いていると当初1年の設定をしたこと自体が判断ミスというか無理があって、やってみたらやはりもう1年ということではなくて、3年ぐらい見ないといけないというようにちょっと聞こえるのです。

その辺、この1年間の中で地元も頑張られて、グリーンシーズンも含めて新たな提案だけでなく、既存の事業の充実といえますか、こうやって数を伸ばしていく、利用促進をしていくとか、そういう状況を、今後の成果を見る3年だというような理解ではないのかどうなのか、そこをちょっと聞きたい。

それと損益分岐点という話も出ていましたけれども、こういった公営施設ですから、地元なり地域の活性化ですとか、子供たちや青少年の健全育成だとか教育だとか、そういった部分への寄与というのも当然あると思うのですけれども、その辺で総合的にどんな辺りを一番基本で今後3年間、検討していくのかどうなのか。1年間やってきて、またここで3年ですから、新たな3年のまたその辺の基準とか、方針だとかというものもあると思うのですけれども、その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 すみません。ちょっと質問がお答えできていなかったら、また教えていただきたい。多分、2つお聞きになられていると思うのです。1つについては、1年であったものが3年についての変更になっていった中で、どういう形で3年にするかという経過になるのですけれども、まず1年といえますのは、そこで継続それか廃止について協議していくのを1年で何とか終わらせたいというところで昨年、説明を申し上げたのです。

実際これを進めていきまして、例えば夏頃——4月、5月、6月以降でしょうか、地元のアクティさんであったり有志の方等々、変な話その活性化であったり——例えばあそこをではどうやったら魅力あるものに、夏にMTB——マウンテンバイクの大会をやられて、いろいろしているわけです。そういう資源があったり、付加価値にさらにもう一つ、二つというのを加えることによって、継続ができるのかどうかという検討が出てまいりました。

そうした中でアクティさん、それから有志のご協力いただいている方々というのは——議員さんもいらっしやっていたと思うのですけれども、全国の先進地——マウンテンバイクだったり、そういうところへ視察に行っていたら、これについてはまず資源として活用できるか。それから、やはりそこについてはスキームをつくるのに当然、人的な確保も要りますし投資も要るところをやはりはっきりさせた上で、しっかり、いくかないというものを決めないと、断片的に施設を継続できるか、できないかというところだけではちょっと足りないということで、そこのところやはり検討という余地が出てきました。

それをまずはこの後1年以降かけてやらせていただいて、その後についてはそこを今度、実現するために取り組んでいくということをちょっと考えるというので、3年というお話をさせていただいているというところですよ。

あと、損益分岐の話なのですけれども、損益分岐を考えてくれというのは、私ども行政側のほうから、そこというのはお願いしました。やはり指定管理者委託料が出ているから、損益分岐——当然事業者さんですので会計士さんがいらっしやって、経営についての勉強ですとか努力はされているとは思っています。しかし、ここにやはり新たなアクティビティの取組とかがもしも入ったときに、実際にこれをでは始めてみて、3年後にパタリと倒れたとか、10年続かないでやはりほら見たことか、ということにはなりたくないという話をさせていただいていますので、そこのところは慎重に検討させていただきたいと思っております。

あとは、当然その団体さんが地域の活性化、あと青少年の育成とか教育分野とか、そういうところはかなり寄与いただいているのは分かっておりますので、そこは行政からの考えとして地元の方のご希望をお聞きした中で、そこは一緒に行政サービスで、それから行政の責務として取り組んでいくべきだと思います。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 全体として、ちょっとぼやっとしていてという感じはするのですけれども、そうするとこの1年間の協議の中で、例えばマウンテンバイク等の今お話も出ましたが、新たな事業なり充実の方向に向けて、一定程度の可能性が市のほうも理解ができて、それについてよりきちんと検証といいますか、将来の見込みがどうなのか、その辺をきちんとしていくための3年間と考えてよろしいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 はい、そのとおりのご理解いただいております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ただいまの5番議員の質問にちょっと関連するのですけれども、今答弁の中で私はちょっと一つ安心したのです。それまでの前段の質疑を聞いていますと、部長のほうも3年間に延ばしたのは苦渋の選択であったとか、非常に消極的にしか聞こえなかったの

ですよ。

今の質疑応答の中では、そうではなくて、グリーンシーズンの対応を地元のほうもいろいろ考えていると。そういうものの成果といいますか、どういう可能性があるかを見極める期間だということであれば、私は非常にいいことだと思うのです。むしろやらなければならない。行政が地元ばかり任せていないで、やらなければならないと思う。今、市は自転車によるまちづくりも進めているわけですから。そういうマウンテンバイクというのが本当に話があるのであれば、そういうのと絡めてこの3年間で、グリーンシーズン、この町にどういう可能性があるのかというのは、本当に十分に検討してもらいたいと思います。

そういう面で5番議員の前までの答弁は、私もちょっとこれでは物足りないという感じがしたのですけれども、ようやく分かりました。ただ、そこら辺の行政のほうの力の入れ方にも、任せるばかりではない、金がかかるのですけれども、金をかけるからには行政もこういう方向でやはりきちんとやっていきたいのだと。それで3年間なのだというような道筋が、もうちょっとやはりはっきりしたほうがよかったと思うのです。

5番議員への説明で大体分かりましたけれども、もうちょっとこの点について、部長なり行政のほうの考え方をちょっとお聞きしたい。これからグリーンシーズンに向けての、そういう産業振興——産業をつくるといいますか、そういう意気込みみたいなのが、私たちは欲しいのです。新たな産業の。そういうところがありましたら、ちょっとお聞きしたい。

**○議 長** 先ほども答弁していると思いますけれども、同じような質問だと思うのですけれどもどうでしょうか……（「だから、1回質問したので答弁お願いします」と叫ぶ者あり）人も同じような質問をしていて、答弁はいただいていると思うのですけれども、ありますか。同じ質問ですがどうでしょうか。あるのであれば、同じであれば同じで結構ですけれども……（「一言ぐらいお聞きしたい」と叫ぶ者あり）（「答弁」と叫ぶ者あり）

産業振興部長。

**○産業振興部長** 観光分野ということであると、かなり広範囲にわたってしまいますので、ここは今、1施設の話になります。方向性としては、考えていらっしゃることは一緒と思います。

以上です。

**○議 長** 18番・牧野晶君。

**○牧野 晶君** まず、3年の延長だということで、これから3年間で幾ら修理費がかかるとか、そういう想定とかされているのかどうかについてお答えいただければと思います。

あとそれと、私がフェイスブック等で——例えばこの地域の方たちが夏のリフトの営業とか、いろいろな研修とかしたりしているというのが、1点では非常にいいことだという思いがあるのです。私が昔見た資料だと、昔ネットとかで調べていたら高さ制限があって、それ以上になると夏営業はできない決まりがあるとかいうのがあったのです。そういうのも今は何か変わったといううわさも聞いていますけれども、一応そういうところも聞いた上で、またいきたいと思います。

あと、例えばリフトに過大なるお金が、これから3年以内にかかったとするではないですか。そういうときは例えば指定管理というのはどうなるのか。どうしても回収してやっていかなければいけない契約になるのか、それとも例えばリフトの管理だけでいえば、例えば2億円のお金がかかるから、そのお金は——ちょっと数字が独り歩きしても困るのですけれども、多大なのでそこでちょっとできないということの判断だって、あまりにお金がかかるようでしたら、必要であればしなければいけないわけです。そういう場合はどうなっていくのかについて、お話いただければと。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、牧野議員の1番と2番の質問に回答させていただきます。修理費の想定はしているのかということです。突発的な修繕というのはちょっと当然分かりませんが、リフトに関しましては大体年間100万円ぐらいの範囲でちょっとずつ直していこうと計画しております。

また2番目のリフトの夏営業の件でございますが、今おっしゃるとおりちょっと法律等が変わりまして、動力部分の改修及び椅子の部分というか、そこへ落下防止のものをつければ営業可能となっております。

以上です。

○議 長 3つ聞いていると思います。多額なお金がかかったときに、指定管理という話は。

産業振興部長。

○産業振興部長 3点目にお答えします。当然かなり大きな修理費がかかったりとか、利用者にとってかなり重大な危険が生じる場合については、当然すぐに修理ができない状態であれば、やはりスキー場については、営業を停止する場合もあろうかというふうに想定しています。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1点目、100万円ぐらいでやっていくということです。今まで寿命をやはり延命しているとか、そういうふうな説明も先ほどからも——末期という言い方もちょっとおかしいですけれども、なかなかやっているという話を聞いている中で、それが毎年100万円、100万円で行くかというのは、やはり私はちょっと疑義があるわけです。また、ほかの設備だってあると思います。しっかりとやはりこういうのを出していくときは、総額幾らぐらいというのを精査した中で、やっていただければいいというのも私は思っていますので、もっと精査を早めにしていただきたいと思います。

夏のリフトについては分かりました。その改修を例えばしていくということになれば、それはそれでそのときまた予算とかも出てくるのかもしれませんし、あと私はこういう考えもあるのです。ちょっと乱暴な考えかもしれないですけども、例えば、今までの前段があるのであえて言わせてもらいます。やはり先ほどから石打地域のとか、南魚沼の塩沢寄りの

スキー場と八海山麓スキー場は、お客さんのちょっと入り方が違うというような、確かにそういう点はあると思います。私が思うのはリフト会社もスキー場も何個かどんどん閉鎖したり経営者も代わっている中で、例えば年間 1,000 万円の宣伝費とかがあれば、もっともう少し誘客、市全体の誘客ができるのではないのかと。関東からお客さんをお呼びしてこられるのではないかと。そのほうが地域全体、南魚沼全体、お客さんが来るのではないかという点もあるのです。そうしたほうが循環が回っていくのかと。

ただ、同時に大和のこの地域のスキー場も守っていかなければいけなくて、行政のそういう考えもあります。地域の声もありますけれども。そういうのを考えて本当にどうやっていくのかがいいのかというのを 3 年間——討論みたいになりますけれども、一生懸命ちょっと考えていただければと思いますので、その決意はさっきから聞いていますけれども、もう少し、どういうつもりでいくのか。

例えば市内の学校は全部、八海山麓スキー場に持っていくくらいのつもりでいるのかとか、例えば魚沼市からも取ってくるよというのか、そういうのもちょっと意気込みを聞いてみたいという思いがあります。小さいところで取り合いになるというのもおかしいかもしれないですけども、魚沼市が今度は困ってしまう点もありますが、でもやはり誘導だって大事だと思います。片や、でも地域の石打地域とか塩沢地域のスキー場だってしんどいところはしんどいので、そこにもお客さんを取ってきてほしいというのだからあるわけですし、そのバランスをどうしていくのかという点は聞いてみたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 バランスというお話になりますと、まず市、大きいので全体的な地域バランスがあらうかと思えます。塩沢方面のスキー場についてはやはり関東圏の方が多いですし、八海山麓スキー場については、魚沼市は別にスキー場を持っていらっしゃる場所はあるのですけれども、割とアクティさんのご努力等によって、指定管理者のご努力によって、長岡市等の学校からも来られているのです。なので、例えば新型コロナになってなおさらそう思うのですけれども、やはり県外者との接触を避けるとか、そういうところで伸びた部分はあると思いますが、やはり新潟方面に向かって訴求力を持っていらっしゃるの、ここを今後伸ばしていただくような努力をしていただく形で、協議を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議 長 あと何名の方が質疑を行いますか。

[複数名挙手あり]

質疑の途中でありますが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 20 分とします。

[午前 11 時 59 分]

○議 長 休憩を閉じ、質疑を続行いたします。

[午後 1 時 19 分]

○議 長 その前に、午前中の保留していた答弁について、寺口議員の第 96 号議案に

ついて建設部長から発言を求められていますのでお願いいたします。

建設部長。

○建設部長 先ほどの寺口議員のご質問についてご報告いたします。舗道部分の電柱が支障との話でございましたが、場所が今回の市道認定路線ではなく、国道17号バイパスと県道十日町六日町線の交差点内における歩道部分の信号柱と思われますので、まずは国道管理者のほうへ話をしてみたいです。

以上です。

○議長 次に、黒岩議員の第99号議案について、子育て支援課長のほうから答弁をさせます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長 黒岩議員の質問について答弁いたします。上町保育園の今指定管理期間中の指定管理者委託料をお知らせします。平成29年、8,423万4,430円。平成30年、8,011万9,200円。令和元年、7,755万1,578円。令和2年7,992万1,754円。ここまでは決算ですが、令和3年度は当初予算となっております。予算額で7,560万円となっております。

以上です。

○議長 長 もう一点、寺口議員に保留していました第99号議案のことを子育て支援課長から答弁させます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長 寺口議員のご質問で保留していた上町保育園の令和3年度一時保育について回答いたします。上町保育園の一時保育は余裕活用型という、余裕があるときに一時保育を預かるというような制度でやっております。今年度は申込みがあったそうですが、コロナ禍の中で対応が取れず、受入れをすることができなかったということでゼロとなっております。ちなみに令和2年度の101人ですけれども、これは延べ数で3人の児童が複数回使ったことで101人と数が多くなったということでございます。

以上です。

○議長 長 第102号議案の質疑を続行いたします。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 これまで多くの議員が質問をしてきたことは、いわゆる八海山麓スキー場、スキー場の部分の再建をいかにしていくかというところがメインだったと思うのですが、今後3年間、アクティさんに委託をするに当たり、南魚沼市は南魚沼らしさというものをもっと強調するべきだと私は思うのです。スポーツには教育的な側面も持ち合わせておりますし、特に森林環境があるこういうスキー場では、いわゆるスキーだけではなくて、野外活動を中心に教育的な側面も十分伸ばし得ることだと思っております。それなので、この3年間の指定管理を延ばすというような話になったときに、教育的な視点も含めて、この事業計画などもヒアリングしながら考えていたのかどうか、その経緯があるか教えてください。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 皆さんと話をしているときに、今、例えとしてマウンテンバイクを出しましたけれども、実際にフィールドワークであったり、例えば登山、あとはトレッキングであったり……あと、そういうものについても、実際実施できる要素があるわけで、そこについても一緒に併せて相談というか協議をさせていただいています。

以上です。

○議 長 教育的な観点なので。

産業振興部長。

○産業振興部長 すみません。教育的な視点ということですが、子供向けのアクティビティといいますか、体験教室ですよね。キャンプも含みますけれども、そういうものについても話はさせていただいています。例えばストライダーが使えるかとか、そういうものも含めて、それがどのジャンルに入るかというのはいろいろありますけれども、そういうものも含めて話をさせていただいています。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。もう一点だけ確認したい部分があるのですが、教育的な視点であったり、野外活動の視点ということも議論になったということは、今の答弁で分かったのです。今現在、スキー場はスキー場としか活用ができていない。八海山麓スキー場に隣接しているいわゆるサイクリングターミナルは、宿泊施設としての活用だと思っておりますけれども、今の答弁からすると野外活動にある程度シフトしていく必要も出てくるという中で、スキー場のキャンプ場としての機能を、今後持ち合わせるかというような議論というのはされたかどうか、それだけ最後に教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 例えばゲレンデの中でキャンプができるかとか、そういう議論も一応させていただいています。ただ、ゲレンデの上のほうにいくとご存じだと思いますけれども、水道であったり、あとは排水設備、そういうインフラの関係もありますので、その辺を含めた中で慎重に話をさせていただいている状態です。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点お伺いします。平成25年にアクティさんに監査が入っております。監査報告書で「地域密着を掲げ、そこからどう収益事業を育てていくか、新しいビジネスモデルを期待したい」と書かれております。つまり地域密着といういろいろな慈善事業はされているけれども、そこから収益が上がっていないという指摘です。平成25年の時点で既に新しいビジネスモデルを期待したいという指摘を監査から受けているわけですが、これまでそういった新しいビジネスモデルをどう模索されてきたのか。

2点目、これまで指定管理者委託料をずっと1,000万円で推移しています。ずっと横ばいです。ずっと横ばいということは、そもそも指定管理の一番の目的である管理に係る経費の

縮減が図られていなかったということです。その中で、公募して新しいビジネスモデルを模索しようという考えはありませんでしたか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 平成 25 年に監査をしていただいて、地域密着型でどういうふう新しいビジネスモデルという指摘というか、指導があったというお話かと思えます。実際に平成 25 年以降、収益にどう結びつくかなかなか難しいところですが、アクティさんについてはほかの事業、移住・定住もそうですし、あとは自然学校という取組、そういうものも含めた中で、指定管理者だけではなくていろいろな分野のものには取り組んでいただいていると思えます。その中で、当然来ていただいた方から利用料を取るとか、いろいろなことはされていますけれども、ビジネスモデルという形で収益を大きく出しているかということになると少し難しいと思えますが、取り組んではいらっしゃると思えます。

以上です。2 点目については商工観光課長がお答えします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、黒岩議員の 2 点目の質問にお答えさせていただきますが、確かに収益はなかなか上がっていない状況。これについては施設全体の老朽化もあって、維持管理費がどんどんかさんでくるという点もあります。そんな中で新しいビジネスモデルを求めて公募という話の点ですが、株式会社アクティさん、スキー場運営の形態が平成 20 年度から指定管理者制度に切り替わるときに、旧大和町時代より運営に携わっていて、運営ノウハウのある地元の有志の方が出資し設立した法人であります。平成 20 年度以降、指定管理を担い、現在まで運営に当たっております。現場、特に索道の細かい状態まで把握しており、精通しております。また、先ほどの第 101 号議案と同じく、通年での維持管理は地元の管理者でないと難しい面もあると考え、公募によらず現行の受託者を選定したいものとなっております。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 繰り返しになりますけれども、これまで新しいビジネスモデルの確立が難しかった。平成 25 年の段階で、監査から新しいビジネスモデルの構築をと言われたけれども、今、部長はこれまでは難しかったと言っているわけです。これまでの 13 年間、指定管理の間、難しかったものが、これから 3 年間でできるという説明をいただきたいのです。繰り返しになりますけれども、今までできなかったが、これからはできるということではないですか。そのところをどうか、繰り返しになりますけれどももう一度お願いします。すみません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この後 3 年間に進めるというものについては、まずビジネスモデルという論点もありますけれども、まず継続ができるのか。もしくは新しい取組を入れることによって、収益性を上げることによって、それで進められるか。もしくは廃止の議論か、どちらかというものを検討しなければいけないという話をさせていただいていますので、その収益



を上げられるような、いろいろなアクティビティの話在先ほど申し上げましたけれども、そういうものを含めた中で、新しいビジネスモデルとして確立できるようであれば、そこは継続していくべきだろうと考えます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後の質問です。別の議員からの質問で、1年ではなくて3年にする理由に関して、産業振興部長は1年たつて廃止となった場合でも、いずれにしても1年以上かかる話だから、みたいなことをされましたけれども、廃止と決まった場合でも、そのあとの処理をアクティさんがやるということなのか。廃止という話になれば1年でいいということなら、とりあえず1年でやって、廃止と決まったら別にその廃止の業務をアクティさんがやる必要はないと思うのです。1年にして、廃止になったらまた、というような考え方もあると思うのですけれども、あえて3年にして、廃止のことまで考えてアクティさんがやると思った理由を教えてください。

○議 長 黒岩議員、再々質問なので統一性を持った再々質問です。今の質問は新たな質問ですので望ましくないと思います。

〔「了解です」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第102号議案に反対の立場で討論に立ちます。まず、私は浦佐小学校時代、アルペンスキージュニアチームでした。そして大和中学校時代はアルペンスキー部です。八海山麓スキー場に誰よりも愛着を抱いている者であります。年末年始は私の住みかは八海山麓スキー場でした。5年生のときは親善大会で5位をとりました。そういう思い出の場所です。

だから、私がここに反対討論に立っているからといって、黒岩が八海山麓スキー場の存続を求めないなんていう議論だけは絶対にしてほしくないのです。今、ここで求められている議論は、八海山麓スキー場の存続かどうかを議論するのではなく、特定の株式会社が私たちの愛着を持っている八海山麓スキー場の存続に寄与できるかどうか。その議論を皆さんとしたい。特定のアクティという会社が、私たちの愛する八海山麓スキー場をこれからやっていけるかどうか、そこです。

3点を挙げて反対します。1つ目、まず、南魚沼市の指定管理の体制です。指定管理は、もう既に話しましたがけれども原則公募なのです、原則公募。令和元年度、全国で7万6,000件の指定管理のうち、3万7,000件が公募されています。半分が公募です。そして公募に携わ

った選定委員、審議会のメンバーは9割が外部の人を入れています。9割です。ほとんどの全国的なところは、外部の人を入れて指定管理が大丈夫かどうかを決めています。そのうちの5割は外部の人間が会長を務めているのです。審議会の会長です。

南魚沼市は今回ほとんど公募していませんけれども、公の施設指定管理者選定審議会のメンバーを言います。副市長、総務部長、企画政策課長、総務課長、財政課長、所管部長及び所管課長、並びに市長が指定する職員。職員だけなのです。こんな審議会、全国でほとんどないのです。市長が、この指定管理はどうか、と自分たちの部下に言って、部下が、はい、と言って、あとはここの議会で議論するしかもうないのです。これから病院もありますよね、指定管理制度。指定管理の在り方の根本が問われている。まず第1点がそれです。

このシステムでは市長とか市の職員といい関係を築ければ指定管理者になれてしまうような感じもしなくもないので、しっかり外部の方を入れて、私たちの税金が適正に使われているのかをしっかりとやっていただきたい。

2つ目です。私と八海山麓スキー場の関わり。私は5年前に海外から日本に戻ってきて、まずショックを受けたのが、私の住み慣れた浦佐周辺のスキー場が2つ潰れたのです。2つが廃業に追い込まれました。浦佐スキー場とスポーツコム浦佐国際スキー場。残ったのが八海山麓スキー場だけ。私は、絶対八海山麓スキー場は残ってほしかったのです。何としても残したい、自分で何ができるか。

八海山麓スキー場の最大の魅力は、国際大学がすぐそこにあることなのです。国際大学の学生、夏休みはとて暇をしているのです。僕に、揺光さんやること何かないですか、とすぐく言ってくるのです。夏の3か月間。だったら八海山麓スキー場で、夏合宿をやろうよ、英語キャンプをやろうよ、インターナショナルキャンプとかどどんやろうよ、たくさん人がやってくるよ。3年前、僕は企画書を持ってアクティに行ったのです。全く反応はなかったです。

そして2年前、3年前、私が八海山麓スキー場に行ったときに、リフトの前、チケットを見せる前に英語でこう書いてあったのです。チケットを買ってください、持っていない人は通れません。英語だけの表記だったのです。僕はそれを見たときに——皆さん、どうですか、日本人として海外に行ったら、海外で、しっかり支払ってください、ここの物は盗んではいけませんと日本語だけで書かれたらどうですか。チケットを買わない人間は、日本語しか分からない人間だけと思いませんか。

私はそれを見た瞬間に、すぐにアクティのほうに言ったのです。英語だけの表記だと、国際大学の学生とか外国の人たちが、自分たちだけがチケットを買わずに入る人だと思ってしまふから、日本語でも表記したほうがいいですよ、と言ったのです。全く、もうチケットを買わずに行く人は外国人だけなので、英語だけの表記にしますと。それを聞いたときに、本当にこの人たちは国際大学とか、地域に広がった可能性を最大限に生かしてやっていくという気がないのではないかと思って。

3つ目、八海山麓スキー場の経営形態です。大みそかに泊まっても、梅雨の雨が降ってい

る6月の平日に泊まっても、6,500円という統一した料金です。私は民宿を少しやっていますが、料金設定に一番時間をかけるのです。大みそかをどれだけ上げるか、梅雨はどれだけ下げるか。稼ぐ力が求められている時代です。今、稼ぐ力、起業家育成と言っている時代ですよ。起業家育成をこういう指定管理制度を通してやっていきましょうよ。皆さんからたくさんの応募をいただいて、どの応募が金を稼げるのか。金を稼げれば、私たちがその節約した部分を困った人たちに回せるわけです。

八海山麓スキー場の宿泊施設の予約状況も、予約の受入れ方もほとんどが手動です。ネットで予約を受け付けているところはほとんどないのです。私は全てネットで予約を受けています。だから今でも予約受付中なのです。ネットでやってもらっているから。人件費がかからないのです。人件費をどれだけ削減して、ネットを活用して経費を削減し、最大の利益を上げてもらってこそ指定管理という制度が確立できるのです。

だから、もし賛成するなら、教えてほしいのです、僕に。今までこの13年間ずっと同じ額の指定管理者委託料をもらってきたアクティという民間会社——株式会社ですよ。営利目的の株式会社が、次の3年間で突然変異を起こして、収益を上げるということになるのかどうか。収益を上げるという確信があるなら、それをどうかここに来て賛成するという討論で教えてほしいのです。

私は否定もしたくないし、何もしたくない。ただ、教えてほしいのです。僕は頑張ってきました。八海山麓スキー場が存続できるように僕は頑張ってきました。なのでぜひ、13年間ずっと同じ額の指定管理者委託料をもらってきた民間会社アクティが、3年間で突然変異を起こして収益を上げていくと思っているなら、それをぜひ教えてください。

終わります。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 この議案に対して賛成の立場で討論に参加します。なお、先ほど1番議員が理由を教えてくださいと言いましたが、そのような義務は我々にはございませんので、あらかじめそのとおりにお考えください。では、私はここで冷静にいきたいと思います。

そもそも確かに今回の議案について様々な方から意見がありました。収益を上げることも重要ですし、民間のほかのスキー場の経営を圧迫しない、それは大変重要なことです。ただ、やはり我々としては子供たちの今までの勉強のためのスキー体験学校。例えば長岡の学校から来ているわけです。地域のほかのところではできない障がい者の人がやっているわけです。そういったところもちゃんと評価していただきたい。

その上で、今まさに若い人たちが、このスキー場がなくなるかもしれないという大変な危機感の中、なくさないためにどうすればいいかという運動をしているわけです。そういったところも頭の中に入れていただいて、それをどう我々が助けられるか。また、きちんと行政、執行部のほうからも指導を受け、アクティさんもきちんとその改革のほうを進めていただく、そして地域にとって東地区や大和地域だけではなくて、南魚沼市全体にとって宝となる

ような、皆さんがここで賛成してよかったと言われるようなスキー場を目指してもらいたいと思います。その期待を込めまして、この議案に賛成するものでございます。どうか皆様よろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

20 番・小澤実君。

○小澤 実君 第 102 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で南魚みらいクラブを代表して賛成討論を行います。今ほどいろいろお話がありました。八海山麓スキー場は、昭和 43 年 2 月に開設されました。以来、もう 53 年が経過しようとしています。当初は冬期間の雇用の場として立ち上がったわけですがけれども、平成 20 年にはアクティさんが指定管理ということで受けられまして今に至っているわけです。その間、やはりグリーンシーズンの営業を一生懸命され、本当に地域になくてはならない施設、そしてまたそこでいろいろな体験をできるような施設運営をしております。

特に今年は 7 月 31 日から 8 月 16 日まで、毎日あそこでアクティブサンロックということで、いろいろな体験ができる場が設けられました。また、3,600 本の風車をスキー場のコースに立てまして、本当に今までにない夏の風景が見られました。

今後、市の指定管理の 3 年間の中で、本当に地元の若い方たちも腰を上げて本気になって、今子育て世代である 40 代前半の方々が、一生懸命、今のアクティさんにも進言をしておりますし、また、市の執行部もきっちり対等にお話する中で、夢のある八海山麓スキー場、八海山麓観光施設を充実させていって、きちんと利益を上げ独り立ちできるような、そういうことで進んでまいると思っております。多くの皆様方の賛同をお願いしたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 歩む会を代表してと言っているのか分かりませんが、歩む会の牧野晶です。今回の第 102 号議案について賛成の立場で討論させていただきます。私は正直、旧塩沢とか大和とかいうのを、本当はこういう場で言うのはよくないと思うのですが、今はスキー場がある意味、チャンスというのがあるれば、大変だということでもあります。その中でこれまで頑張っていたところがあれば、幾つかのスキー場が倒れたというか、そういうところもあります。

そういう中で民業を圧迫しているという観点もありますけれども、長岡から人が来たり、障がい者の人たちがスキー場に来たりしているというのは、非常にスキー産業としてはいいことだと思います。本当は 1 年間で決を出すということだったのでありますが、3 年間ということで、もう一回少し考えさせてくれということであれば、私ははっきり言って消極的賛

成と言っていいのかわかりませんが、皆さんに、この地域の方たち、南魚沼全体で、在り方を考えていくいい期間になるのではないのかという思いで賛成したいと思います。

そして、討論の中で、反対議員が言っておりましたけれども、選定委員が職員ばかりだからというふうな討論がありました。これはある考え方をすれば、外部の人を入れてもいいのではないかと私も思っている点もありますけれども、それを、今日、指定管理の議案が今まで4件審議されているわけです。今回が5件目です。その5件目で言うというのは、私は一貫性がないと思います。やるのであれば、今回の指定管理の選定に関しては、市の職員ばかりでやっているから、上から下までずっと反対していかなければ筋が通らないと私は思います。

言い訳のための反対という理由をつくらなくて、何が反対なのかというのは最初に言うておく。これを言うのであれば、きちんと筋として一番最初に1つ目で言うて、ただ審議がおかしくなるから私はこれに対してはこういう意味で反対するけれども、以降に関しては賛成、反対その都度指摘していきますとしたほうが、市のためになるのではないのかと私は思います。

独りよがりでと言うのも少しあれですけども、私の言っていることが独りよがりかもしれないけれども、私はそういう視点も大事だと思いますので、これからの南魚沼市、そして昔からある八海山麓スキー場、その存続を決めるには、ある意味もう3年やってもしょうがないのかという思いで賛成いたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第102号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第11、第103号議案 南魚沼市農業体験実習館「レイホー八海」の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは続きまして、第103号議案 南魚沼市農業体験実習館「レイホー八海」の指定管理者の指定についてご説明いたします。

南魚沼市農業体験実習館「レイホー八海」は、令和4年3月31日をもって5年間の指定管

理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の1ページをご覧ください。

- 1、施設の名称は、南魚沼市農業体験実習館「レイホー八海」であります。
- 2、指定管理者に指定する団体は、レイホー八海管理組合です。
- 3、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

今回の更新における指定管理者の候補者選定につきましては、指定管理者選定審議会において、施設の性格及び設置目的に照らし審査いただいた結果、公募によらず指定管理者を特定する選定方針としたものです。

レイホー八海管理組合は、既に平成28年4月1日から5年間、当該施設の指定管理者として管理・運営を行ってきており、これまでの管理実績から、今後も善良な管理運営の継続が期待できることから、レイホー八海管理組合を継続して指定管理者の候補団体として選定したものであります。

3ページからが議案資料の指定管理候補者によるレイホー八海管理組合の事業計画書でございます。

4ページをご覧ください。1の施設管理の基本方針では、農林業資源の活用と地域観光の振興及び発展のための施設として、農業体験大学校等各種イベント及びスポーツ合宿などの誘致を自主的に実施する、としております。

2の施設の概要は、管理運営を行う平成6年開設の農業体験実習館について説明しております。

3の利用計画では、年間1,600人の利用を見込んでおります。これにつきましてはコロナ禍の状況でありますけれども、過去の実績を勘案した中での数字とさせていただいております。

5ページには5、団体概要があり、4の収支計画書は別紙として6ページ、また7ページに利用料金が記載されている、ちょっと変則的な様式になってございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設、平成6年開設でありますから26年が経過したということであり、前回の指定管理に委託ということについては賛成したわけであり、今後の利用ということについても、前回とほぼ変わらずということであり、利用計画が4ページに出ておりますけれども、こういうものを見ると、旧六日町で造った建物、施設でありますから、公共が造ったということであり、この使い方等々を見ていけば、そろそろ地元のほうへお返ししてどうなのかというところは、当然、今回の指定管理をするに当たって検討されたと思うのです。地元の方とそういう面についての話し合いということは、

地元でどうなのでしょうということについては、どの程度話をされたのか。そのところをお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 当然産業振興部としましては、幾つかの指定管理施設がありまして、民間の方で所有いただいて、譲渡した上で運営いただく、それは一番の形と考えております。

そうした中でやはり譲渡というものを、ここについても考えるべき余地はあるのですけれども、この管理組合さんの組織されているほとんどの方というのが、中手原というあそのの民宿さんになります。ご存じだと思うのですが、ここ一、二年、特にコロナ禍の中で、非常に収益が、もう暮らしがまず成り立つか、事業が成り立つか。そういう中で冬に雪が降った中でも管理をいただくわけです。その中で譲渡して、今お受けいただきたいということは、現時点では申し上げられないと判断しております。

そういう形で民間譲渡も視野に必要性としては考えますけれども、現時点はちょっと難しいかと感じています。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 指定期間が来年の4月1日から5か年であります。そうすると、これまでの指定管理の物件についていろいろと同僚議員からも出ているわけでありますから、今後どうするかということについて5年間でしっかり議論していただきたいと思っております。税金を投入するという点についてどうなのかということは、当然市全体の皆さんの了解を得なければならないという部分もありますから、全体を考えていけばどうなのかということになります。

旧町で造った施設であるから、これは維持していくのだということではなくて、やはり今後、ではどうしたらいいのかということについて当然指定期間の中で考えなければならないと思っております。ですのでそこら辺を含めてこの5年間でしっかりと地元とも話をしながら、今後どうするかということについてきちんと話を進めていくというところをもう一度お聞かせ願いたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 この施設については、体育館部分は鉄骨、ほかの部分は木造です。実際耐用年数22年を過ぎていますので、当然、今後老朽化するだろうという中にありますので、公共施設の管理計画と照らし合わせた中で、その必要性についても、地元も含め今後どうするかというのは一応話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 利用日数が年間85日ですけれども、それ以外の日というのはこの建物では特に何もないのでしょうか。

あと2つ目は、指定管理者委託料はこれまでずっと横ばいで、今後も減らしていく戦略と  
いうのはないのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 質問を2ついただいていると思います。1つ目については農林課長のほ  
うから答えたいと思います。

2つ目、指定管理者委託料の横ばいというお話ですけれども、確かに毎年定額の指定管理  
者委託料になっております。実際にこれが収益、かなり利用収入が上がるようであれば、そ  
こは当然下げさせていただきたいというお話を、私どもがさせていただきたいと思いま  
すけれども、この一、二年、新型コロナの状況の中で、やはり建物の維持にはかかるもの  
がありますので、そこは状況を見た中で取り組ませていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 先ほどの利用日数の関係ですけれども、年間85日の予定ということであり  
ます。レイホー八海の利用者につきましては、そのほとんどが学校等の団体になっており  
ます。人数的には過去直近の5年間で2,800人ほどいらっしゃるのですけれども、団体  
での利用が主に多くなっております。その関係で日数としては予約のあったときにだけ  
レイホー八海について利用していただくような形をとっているものですから、利用日  
数については少ない感じで見られますけれども、そういった団体利用が主な内容だとい  
うことをご理解いただきたいと思います。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 利用日数に関しては分かりました。

農業体験実習館ということですが、スポーツ合宿というのがあるのですが、利用の  
頻度で農業体験が占める割合と、スポーツ合宿が占める割合は分かるのでしょうか。

○議 長 農林課長。

○農林課長 その辺につきましては資料を持ち合わせておりません。申し訳ございませ  
ん。

○議 長 後ほどの答弁になりますが、お願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。



○議 長 採決いたします。第 103 号議案 南魚沼市農業体験実習館「レイホー八海」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声がありますので、起立によって採決を行います。

○議 長 採決いたします。第 103 号議案 南魚沼市農業体験実習館「レイホー八海」の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 103 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 104 号議案 南魚沼市monsterパイプの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 104 号議案 南魚沼市monsterパイプの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

南魚沼市monsterパイプは、令和 4 年 3 月 31 日をもって 4 年 7 か月の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者の候補者を選定したため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。

- 1、公の施設の名称は、南魚沼市monsterパイプです。
- 2、指定管理者に指定する団体は、南魚沼市monsterパイプ管理組合でございます。
- 3、指定の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

今回の指定管理者の候補者選定につきましては、当該施設が民間のスキー場内にあることから、スキー場との連携が重要で、それなくして施設を運営することは、効率性や経費面からも困難なこと、また、人材育成の継続性の面からも必要なことということで公募はせず、現在の指定管理者の申請により、指定管理者選定審議会にて審査し、候補者選定したものでございます。

南魚沼市monsterパイプ管理組合は、平成 29 年 9 月 1 日から、当該施設の指定管理者として、施設の運営管理を行っており、大会の開催などにより地域の活性化や誘客にも積極的に取り組んでおります。

3 ページからの議案資料は、指定管理者による事業計画書です。

4 ページをご覧ください。1 の施設管理の基本方針では、関係者と連携して施設の管理運営に努め、大会誘致やジュニアの育成支援も積極的に行いたいとしているものでございます。

2 は施設の概要でございます。

3 の利用計画では、降雪状況にもよりますが、約 50 日間の営業を目指すものでございます。なお、これまでの最長営業日数は平成 30 年度の 49 日間となっております。

4 は利用料金でございます。

5 ページは収支計画書と団体の概要です。令和 4 年度予算は、従来の予算と比較し、およ

そ 80 万円の増となっておりますが、5 の収支計画書の収入の部では、記載はありませんが利用者数を 2,000 人と見込み、利用料収入を算定しておるものでございます。なお、昨シーズンは 39 日間の営業があり、入り込みは 1,206 人、うち県外からの利用者は 804 人ということで、67%が県外者ということになっております。指定管理者委託料はこれまでと同額の 950 万円を見込むものでございます。

また、支出の部で、受付業務にかかる人件費と、施設管理費を計上してございます。記載はございませんが、この施設管理費の主な内訳は、モンスターパイプへの雪入れ作業、あるいは造成作業に係る委託料がおよそ 640 万円、機械借上料がおよそ 120 万円、燃料費がおよそ 285 万円、そのほか修繕料や電気料、保険料などを見込んでおるものでございます。燃料代が高止まる傾向にある中、施設管理に要する経費も若干上昇しておりますが、利用料や自主事業の収入を増やすことで、指定管理者委託料を据え置きたいとするものでございます。

6 は団体の概要です。概要欄のとおり、石打丸山スキー場の関係者と連携しながら施設管理を行い、地元人材を育成したいとするものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設を開設するということにも、市長ともやり取りを多分した記憶がございます。要は選手の育成ということであるならば、県とともに、要は県営施設でいいということやってきたわけでありまして、前の指定期間の中では県営施設ということはかなわなかったわけでありまして。今後についても非常に厳しいものだろうと思っております。この前の指定期間の中で県営でということについて、県とのやり取りの中ではどのような状況だったのかということ、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それとこの基本方針の中でございますけれども、あの施設自体を有効に活用して、地元のジュニアスクール等もございましたけれども、そういうことを考えていけば、私はやはりスキー場のリフト会社のほうに管理運営をやっていただくということのほうが、最も私は効果的だと思っているのです。この管理組合の方たちも頑張っていたいただきましたけれども、やはり平日のナイターであったり、あるいはリフト運行であったり等々については、石打丸山スキー場のリフト会社におんぶしなければならないことが非常に大きいわけでありまして。大会等についても同じであります。したがって、今回の指定管理を継続するという事の中で、地元のスキー場のリフト会社のほうにどうなのかという話をしたのかどうかということ、2 点目として伺います。

それから、5 ページ目のほうであります。指定管理者委託料はほぼ横ばいでありましてけれども、人件費が 10 万円ということでありました。前回のときは確か年間管理をしていただくということで、100 万円単位の人件費ということも考えていたわけでありましてけれども、今回 10 万円ということでありまして。今年の 2 月でありますか、モンスターパイプがはいよいよオープンだということで、北海道札幌市の盤珪からジュニアスポーツクラブが合宿に来ました。

モンスターパイプというので使いたいということでやって来たのでありますけれども、残念ながら圧雪車のギアボックスが故障して使えないという状況で、要望に応えられなかったと、こういう状況があったわけです。

その中でいろいろ手を尽くしていただきましたけれども、上越国際スキー場において、ジュニア用にハーフパイプを造っていただきまして、そちらで練習していただいたという経過がございます。したがって、合宿云々ということでもありますけれども、リップの高さ6メートル70センチメートルという、これが確保できなければモンスターと言えないハーフパイプであります。私はそういうことを考えていけば、札幌市の盤珪からのジュニアの合宿等々についてのやり方等々を見ておりましたら——ということであるならば、やはりこの石打丸山スキー場のリフト会社、こちらのほうにお願いしていくというのが私は一番いいのではないかと考えております。

以上3点、伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の県のやり取りということでございますが、県の方とは事あるごとに協議をさせていただいておりますが、この営業についても支援をお願いしますという話をさせていただいているところでございます。ただし、県のほうも財政事情が厳しい折、話合いは平行線のままというような状況でございます。

2点目の基本方針でございます。リフト会社が管理運営をするべきではないかということでございますが、このモンスターパイプができるときに、管理する方、指定管理者を公募したときには、リフト会社からの手挙げはいただけなかったわけでございます。この南魚沼市モンスターパイプ管理組合だけが手を挙げていただいたというような中で、今回この指定管理者になっているわけでございますけれども、モンスターパイプだけで自走していくというような形をとるのは、まだまだ難しいと思いますし、今、寺口議員がおっしゃっていただいたようなリフト会社との連携、その部分を強めながら、これを一体のものとして地域の魅力ある施設にしていくという考え方で進めてまいりたいと考えております。

また、3点目の人件費10万円の件につきましては、2点目と少し共通しているところがあるかと思っておりますけれども、この南魚沼市モンスターパイプ管理組合のほうでは、今は岐阜の高鷲のほうから人材をいただいて、それでリップ高6.7メートルのモンスターパイプを造っているわけでございますが、これを地元人材にだんだん置き換えていきたいというような計画を立てながらやっているところです。

また、南魚沼市モンスターパイプ管理組合につきましては、ジュニアの育成ということも掲げて組合をつくっておりますので、これにつきましては市内に今、スキーのフリースタイルも含めて小中学生で30人ぐらい、恐らくスキーに携わっている方がいらっしゃると思います。その方全員がこのモンスターパイプに入るわけではないと思いますけれども、そういったところの育成も含めてやっていきたいと考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 前回のときに手挙げということで、スキー場のリフト会社のほうから手挙げがなかったということでありまして、この4年のうちにかなり状況が変わりました。スキー場として石打丸山スキー場はどのような魅力を売りにしていくのかはよく分かりませんが、少なくともモンスターパイプということの名前を使って宣伝していくということであれば、それを使ったいろいろな事業、もちろん育成もありますけれども、そういうことであるならばやはり地元のリフト会社のほうに私はやっていただくのがいいと思っています。

指定管理者委託料を若干出します、ということであるわけですが、私はやはりスキー場のほうへ無償譲渡ということを考えながらやっていくという方向が見えれば、スキー場としてもそれはありがたい話だと私は思います。そして、このモンスターパイプを利用しながらどのような営業していくか分かりませんが、その中で将来有望な人材をここで輩出できるかもしれない。

しかしながら、気温も高く、降雪量も多いこの地にモンスターパイプを持つということは非常に困難なのです。スキー場の管理にたけているというのはスキー場のリフト会社です。そういうところを含めて無償譲渡を考えるということでの指定管理ということ、私はやるべきではないかと思っていますけれども、この点についてのお考えだけ伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 寺口議員のおっしゃることは分かりました。選択肢の一つとして考えてまいりたいと考えております。

また、地元との連携という話を先ほどからされていらっしゃいますけれども、このモンスターパイプはガンホーモンスターハーフパイプという名前で、ネーミングライツもされています。また、地元の観光協会ではそういった縁を利用して、これとコラボ商品を作るとか、PR宣伝を行うとか、そういったことも行っておりますので、地域全体で考えていくことであると考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 数年前でありましょうか、この石打丸山スキー場のほうが日本ケーブルホールディングス——NCホールディングスという会社の子会社として生まれ変わったという事情があります。このNCホールディングスというのは確か全国に7つほどのスキー場施設を持っている会社であります。そういう大きいところが上のほうについているということになれば、やはりそこを使つての宣伝ということになれば、自分のスキー場の施設であるということは非常に大きいと思います。ガンホーさんのネーミングライツも非常にありがたいですから、それを使いながらやるということであるなら、何遍も言いますが、スキー場として使い勝手のいい形、やはり無償譲渡して利用していただき、地元のほうを活性化していただきたいと、そういうお願いのほうは私は筋が通っていると思いますけれども、もう一遍お願いします。

○議 長 教育部長。

○**教育部長** 今、議員がおっしゃったスキー場としての使い勝手、それが地元で貢献していく、その考え方には非常に賛同するものでございますので、そういった心がけでこれから選択肢を持ちながら進めてまいりたいと思います。

○**議長** 13番・佐藤剛君。

○**佐藤 剛君** 収支計画といいますか、そこら辺について1点お願いいたします。利用料160万円計上してありまして、2,000人を見込んでいるということで、そして稼働営業期間50日、いままで最大は49日ということだったのですけれども、50日にしても1日40人ぐらい利用見込みにしているのです。今まで49日間が最大だったということですが、雪の状況によって、もちろんこれ以上の年もあるのでしょうし、少ない年もあるのでしょう。利用料を160万円と見込んでいますけれども、これより少なかった場合はどうなるのかということです。そして、施設管理費が1本で1,210万円ということで、その内容が分からないので、施設管理費が工面できるような内容なのかということも分からないのでお聞きしたいのです。

例えば雪の多い少ないにかかわらず施設管理費というのは大体同じようにかかるかと思えますし、そしてお客さんが多い少ないについても、施設管理費は同じようにかかるかと思えます。そうすると収支のバランスが取れなくなった、そのときに指定管理者委託料は950万円そのままなのか、それともその状況によって上下があるのか。そこら辺、決算の状況が見えないので分からないのですけれども、そこら辺の考え方、今までの決算の実績というか、その辺を少し教えていただきたい。

○**議長** 教育部長。

○**教育部長** 1点目にご質問いただきました50日間、1日平均40人ぐらいかということですが、これまでの入り込みの動きを見てみると、金、土、日、月曜日は40人を超えている日があるというような形で、それ以外の日は十数人とか、20人といった利用が多いようです。

日数ですけれども、最高が49日だったと申し上げましたが、例えば去年です。去年は残念ながら圧雪車の故障があったわけですが、雪が当初、初雪が非常に多く降ったということで、早くから動きだしていただいて準備を進めていただきました。これは相当の努力をしていただいたわけでございます。故障がなければ、去年の営業が39日間で、故障で休んだ日が24日間ということで、もし順調にできたのであれば60日を超える営業日数が確保できたのではないかと考えております。降雪状況にもよりますが、その辺、管理をきちんとしながら順調な運営をしてまいりたいと考えております。

また、950万円の指定管理者委託料がそういった自然の災害ですとか、機械の故障などで上下することはないのかということでございますが、一つの例として申し上げますけれども、令和元年度、このシーズンは非常に暖冬で、営業が1日もできなかったわけです。なので、かかった経費だけで打ち切らせていただいたという指定管理者委託料になっております。その結果、令和元年度の決算は指定管理者委託料が693万円というような形になっております。

南魚沼市モンスターパイプ管理組合とは協定を結び、また、年間の金額を決めるために年

度協定も結んでいる中で、こういった自然災害ですとか、損失があった場合については協議するということになっています。令和元年度の例につきましては、そういった協議のもとに指定管理者委託料を減らしたということになります。また、去年のようなことはないと思いますが、極めて降雪が多かった、そのために営業日数は増えたけれども、例えば燃料代をはじめ経費が多くかかってしまった、そういったときは今ほど申し上げた基本協定に基づきまして、協議をさせていただくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和元年度 693 万円の指定管理者委託料とおっしゃいましたけれども、この年は雪が少なく、お客さんがあまり来なかった年だと思うのです。そうすると利用料収入も減ると思うのですが、指定管理者委託料がこの 950 万円よりも減って 693 万円になるというのがよく分からなくてすみません。

2 つ目が、指定管理の大事な部分が、管理に係る経費の縮減が図れるかどうかですけれども、今後その指定管理者委託料は減っていく戦略みたいなものがあるのかどうかということをお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 点目の令和元年度の話でございますが、利用料は営業が 1 日もありませんでしたのでゼロ円でございます。ただ、少ないながらも雪を集め、何とか営業しようと努力しました。その結果の経費としまして、今ほど申し上げた 693 万円が必要だったということでございます。なので、雪の多寡、あるいはゼロの場合もございませぬ。そういった中で指定管理者委託料も増減するというところでございませぬ。

また、2 点目の経費の節減という話でございますが、今のところ経費が令和 2 年度の決算で、利用料と自主事業を合わせて、決算全体の中の 15%ほどでございます。これを今後また燃料費の高止まりや、あるいは機材が新品であったものも古くなるわけでございますので、年々修繕料などもかさんでくるかもしれません。そういったものも考慮して利用料の確保、あるいは自主財源、自主事業を行うことよっての財源の確保を行いながら、この指定管理者委託料を何とかこの金額で抑えていきたいというようなことで努力されています。

以上でございます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 この金額で抑えていきたいというのは、この 950 万円で今後も抑えていきたいと、そういうことでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 これはまた年度で協定を結びますので、これをずっと続けていく、これより増やす、減らすというのは今ここでは申し上げられませぬけれども、少なくとも燃料代が高騰している中で、事業費は昨年度の予算よりも 80 万円ぐらひは多くなっています。ただし、それを指定管理者委託料に加算するわけではなく、自主財源を確保してやっていきたいとい

う考えでございます。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 初めから、平成 28 年に設立したときから、そもそもある程度の指定管理者委託料は、これぐらい出るだろうという想定の下、設立されたのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 どちらが先かという話はちょっと難しいのですが、指定管理者委託料の経緯を申し上げます。平成 29 年度、初期投資もあることから指定管理者委託料は 980 万円です。その後、翌年度は 970 万円、そして令和元年度は先ほど申し上げた 693 万円、それ以降はずっと 950 万円というような中で動いてきています。決算は大体 1,100 万円から 1,200 万円前後の中で動いておりますので、指定管理者委託料を変えずに順調な経営をしてきているということで考えております。

経費のほうで一番使うのはやはり、どうやってそのモニターパイプを造成するかということに大きな苦勞をされておりますので、そのことがどのぐらいの経費で賄えるのかを考えますと、このぐらいの金額になろうかと考えております。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 点ほど少しお聞かせいただきたいと思います。今年度で 4 年 7 か月の指定管理が一区切りするわけですが、この基本方針の最後にもあります、地元スキースクールとも連携し、ジュニアの育成支援も積極的に行っていきます。これは今後の方針になると思うのですが、この間、このジュニアの育成等、具体的にどのような取組で、どういう成果が上がってきたか、もし、お聞かせいただければお願いしたいと思います。

それから、人件費が 10 万円ということですから、恐らくこの管理組合は、市からの指定管理者委託料をいただいて、それを今度は別組織に委託して管理をする。経理程度をする組織かと思うのですが、基本方針のところにも石打丸山観光協会、アルピナ B I 株式会社、石打地区等と連携してスムーズな管理に努めるとなっています。先ほどディガーは岐阜のほうからですか、おいでいただいているというようなことをお聞きしましたが、この中でモニターパイプを滑れるように整備するというか、ここが何といてもお金がかかるのだと思うのです。これについては、石打丸山索道事業協同組合ですとか、石打丸山観光協会、あとアルピナ B I 株式会社さんですか、この辺りに主な部分は委託して整備してもらっているという考えでいいのでしょうか。

それから、岐阜のほうから来てもらっている整備のほうにも、かなりかかっているとは思いますが、その辺の実態が——もう一点、さっき備考のところを説明いただいたようですが、ちょっと書ききれなかったのもう一遍教えていただきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1 点目のジュニアですとか、地元のスキースクールということですが、石打丸山スキー場の中にも確か 4 つスキースクールがあると思います。ハーフパイプの中に入っているスキースクールもございます。そんな中でスキースクールの方々が気をつけていると

うか、大切にしているのは、スノーボードやスキーもいらっしゃるかもしれませんが、スキーのマナーです。そういったところに気をつけて指導されているとお聞きしています。また、ハーフパイプにはハーフパイプ特有のマナーがあるそうですので、そういったところもきちんと教えながら、安全管理をしつつスキースクールを運営していると聞いております。

また、ジュニアの話でございますけれども、私どももオールアルビレックス——今は名前が変わってジャパン・スポーツ・ラボラトリーというような名前になっているかと思うのですけれども、そちらのほうの合宿を誘致してしまして、このモンスターパイプを、ぜひ使ってくださいということで、その暁には地元のジュニアの方と一緒にトレーニングしてくださいというような条件もつけながらお願いしているところでございます。

ただし、残念ながら、令和元年は暖冬、あるいは令和2年は新型コロナというようなことで、なかなか地元の体制とそちらの団体様の意向がかみ合わない状況で、今のところそちらは進んでいないというような状況でございます。

あと、人件費10万円のところから、指定管理者委託料を再委託するような形なのではないかというようなことでございますが、確かにそのとおりで、今は地元の業者さんと、あとは高鷲のディガー、こちらのほうに業務を委託しております。主な業務の役割分担は、地元の方々が雪入れをして、それをディガーが成形するというような役割分担です。ただし、地元の人材を育成したいということで、年々その割合を成形するほうを地元の方ができるよう、そういったやり方をしていきたいという目標を持っております。

ただしこれは自然現象によるところも大きくて、例えば去年の話をしてみると、去年は初雪があれだけ大雪だったわけですが、その後はほとんど雪が降らなかったわけです。そうすると、1回成形をしてから、また雪が多く降ればリメイクといって再造営するわけですが、その大きな再造営の部分があまりなかった。そうすると、一度成形したものをあまり大きくいじらなくてもよいというような形になりますので、その分、ディガーの成形部分の仕事は少なくなる。そういったこともあって、なかなかその部分ができない。

ただ目標としては、その部分のウエイトをなるべく地元のほうに移して行って、最終的には地元で成形から雪入れを全部賄ってできるような体制を整えたいとするものでございます。例でございますけれども、南魚沼市モンスターパイプ管理組合からいただいている令和2年度の決算では、地元が——雪入れとかそういった部分ですね、そちらのほうの委託が264万円。ディガーのほうで313万円というような実績になっております。今年度の計画ですが、これは金額換算しておりますけれども、地元のほうが414万円、ディガーのほうで228万円ということで、その作業ウエイトを地元シフトしながらやっていきたいという考えが示されておるところでございます。

以上です。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕



○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 104 号議案に反対の立場で討論させていただきます。民間目線でしか話せなくてすみません。億単位のお金をかけて設立したものがあって、私はそれ自体で収益が上がるものだと思っていて、毎年 1,000 万円近くの税金が投入されているということが全くイメージできていない。これを見て、公募もされていない。毎年 1,000 万円かけて、利用がないときも 680 万円の管理費、税金がかかっているという——1 億円もの投資をしたら何かそれだけで回転していくのかというイメージだったので、せめて民間のアイデアをもっと出しましょうという公募があってもいいのかと思い、反対の立場で討論させていただきます。よろしくをお願いします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、第 104 号議案 南魚沼市monsterパイプの指定管理者の指定について賛成の立場で討論に参加します。先ほど反対者の討論では、民間の意見というようなお話があったり、億単位のものというようなお話があったと思うのです。monsterパイプというものを設置した経緯を考えると、これはあくまでスポーツ選手の育成も含めた施設の整備をしていこうというのがこの経緯だったと思います。当然ながら、民間という目線で考えれば利益の循環というものは考えなければいけない部分ではあるのですが、民間ができないものであるからゆえに、行政がそこにしっかりした物をつくっていくという考えの下でやっていかざるを得ないというのが、スポーツで人材を育成するというものの一部だと考えてもいいのではないかと私は思っています。

そのことを鑑みると、このmonsterパイプができた経緯は、monsterパイプだけではなくて、このスポーツ施設でいかに有用なことができるか、いかに有能な人材を育成できるかというようなことが多く議論された中で、このmonsterパイプが完成されたという経緯があったと私は記憶しております。

そういうことを考えますと、基本的に民間ではという考え方は抜きにして、行政でしかできないようなことを、行政でやっていくということに力を注いでいくことに対して、毎年 1,000 万円の経費がかかるということは、人を育てるのにお金がかかるということに対して同意語だと私は認識しておりますので、その点に関して私は異議がないので、この議案については賛成の立場で討論をしました。

以上です。よろしくをお願いします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 104 号議案 南魚沼市モニターパイプの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 104 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 3 時といたします。

〔午後 2 時 39 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 59 分〕

○議 長 第 103 号議案に対し、黒岩議員の答弁を保留していたことについて、農林課長の答弁を求めます。

農林課長。

○農林課長 先ほどレイホー八海の指定管理者の指定の関係で、スポーツ利用と農業体験の利用の割合について答弁を保留しておりましたので、お答えさせていただきます。直近 2 年間のものでお答えさせていただきますが、スポーツ利用の割合が 56.4%ということです。したがって、農業体験のほうは 43.7%ということです。

以上です。

○議 長 日程第 13、第 105 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 105 号議案であります。南魚沼市教育委員会委員の任命につきまして提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市教育委員会委員としてご尽力をいただいております西野仁さんが、令和 3 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いしたいものであります。

西野さんの経歴につきましては資料のとおりであります。平成 25 年 12 月から南魚沼市教育委員会委員に就任され、現在に至っております。ご承知のとおり豊かな経験を有し、人格、識見ともに優れていることから、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところであります。引き続き任命をいたしたく、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和3年12月25日から令和7年12月24日までの4年間あります。よろしくご審議をいただきまして、同意をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件ですので、討論を省略したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第105号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第105号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第14、第106号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第106号議案であります。人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の中島澄江さんは、令和4年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たりまして、議会のご意見をお伺いするものであります。

中島さんからは、人権擁護委員として3期9年間ご尽力いただき、令和2年10月からは会長としてご活躍され現在に至っており、人格、識見ともに優れた方であります。

なお、任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。よろしくご審議をいただきまして、ご意見を賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件ですので、討論を省略したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 106 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 15、第 107 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 107 号議案であります。人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の杉岡明全さんは、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

杉岡さんからは、人権擁護委員として 1 期 3 年間ご尽力いただいております。平成 22 年から臨済宗円覚寺派関興寺の住職としてご活躍されており、人格、識見ともに優れた方です。

なお、任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議いただき、ご意見を賜りますようお願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 107 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 107 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 16、第 108 号議案 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 108 号議案になります。令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予

算（第12号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては、大きく2つの事業について、予算を追加するものであります。まずは1つ目であります。高校3年生までの子供1人当たり10万円相当を支給する、国の新型コロナ関連の経済支援策、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る必要経費であります。既に中学生以下の子供に係る1人当たり5万円の現金給付分について、議会初日の第25号報告で申し上げましたとおり専決処分をしております。

これに続きまして、高校生の現金給付分、これは1人当たり5万円につきまして、追加計上するものです。なお、基準日の9月30日現在の対象者を1,395人と見込んでおります。歳入では、国からの内示額6,975万円を、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金に計上し、歳出では、同額を児童福祉費に計上しました。

2つ目であります。生活困窮者世帯に対する灯油購入費の補助であります。今冬における灯油価格の急激な上昇や、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい生活状況にある生活困窮世帯に対しまして、緊急的に灯油購入費の一部を助成することにより、生活支援を行いたいものであります。内容は、12月1日現在で、南魚沼市に住民登録がある市民のうち、生活保護世帯と住民税の非課税世帯、最大推計では3,500世帯に対しまして、1世帯当たり5,000円を支給するものであります。

歳出の社会福祉総務費に福祉灯油購入費助成事業として1,750万円を計上し、この財源として、歳入の灯油購入費助成事業県補助金——これは県の補助が2分の1——に875万円、及び市の独自財源として財政調整基金から800万円を充当し、不足する額について予備費を75万円減額することにより調整しております。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ8,650万円を追加し、総額を351億5,399万6,000円としたいものであります。

なお、1点目の子育て世帯等臨時特別支援事業についてであります。様々に報道がなされましたが、政府は12月15日付で、支給額の10万円相当額のうち、残りの5万円についても現金による給付を可能とし、さらに、年内に支給するとした中学生以下の5万円分と合わせて、合計10万円を一括で支給することも差し支えないという見解を正式に各都道府県宛てに通知しました。

この通知を基に検討した結果、対応方針を決定いたしましたのでご報告申し上げたいと思います。本事業による10万円相当額の支給に関しては、全額を現金で支給すること。また、中学生以下については、年内——これは12月23日に振込予定であります。年内支給する5万円に上乗せして合計額10万円を一括して支給することとしたいと思います。さらに、高校生についても、支給対象者からの申請に基づき——これは申請がないとできません。申請に基づきまして現金10万円を一括で支給することとしました。

したがって、本補正予算には計上できませんでしたが、中学生以下の1人当たり5万円の給付に係る金額が3億1,780万円と、高校生に係る1人当たり5万円の給付に係る金額、これが6,975万円。このことにつきましては、必要となる予算を速やかに専決処分

させていただき、迅速な執行を図りたいと考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思ひます。

説明は以上です。よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようにどうぞよろしくお願ひします。

○議 長 質疑を行います。

16番・鈴木一君。

○鈴木 一君 市長から今、10万円を高校生に年内にという話ですよね。そういうふうに理解していいのですか。高校生までは5万円……

○議 長 中学校から下は一括で払って、高校生については一括で払いますけれども、年内ではないという……。

○鈴木 一君 了解しました。分かりました。少し聞き違えてすみません。年内にできれば高校生へも手当てができないのかという気もします。

それとクーポンという選択肢はなかったのか。どちらかと言うと、うがった見方をしてしまうと、実際に子育てに使ってもらえるのかと、こういう不安もなきにしもあらずかと思ひます。

それともう一つは、こんなことを言っても失礼ですが、例えば事情があつて別々に暮らしている子供さんのいる人が——意味が分かりますか。そういう場合、実際に市でそのことを理解しているかどうかというのを確認したい。深く追求はしませんけれども、別々に暮らしている場合の問題ということです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず1点目、高校生も年内でというご質問ですけれども、中学生以下の方の内容と違ひまして、高校生については申請主義のそういった要綱になっております。申請した後、当初は5万円だったのですが、その後の5万円も合わせて10万円で申請の結果、給付するというものでありますので、年内というのはできないということです。

2つ目のクーポンの関係、これもいろいろ内部で協議したところですが、最終的にクーポンとなると、いろいろな事務手間もかかったり、確かに地域経済という視点ではよしとするところもあったのですが、最終的には現金で一括。そうしないとすぐさま給付ということにならない。クーポンだとその分だけ先送りといいますか、そういうこともあつて最終的には現金で給付しようという結論に至りました。

3点目の別々に暮らしている世帯の把握ということでしょうか。先ほどの提案理由にもありましたように、この市内在住の方でということで、別々というのがちょっと分かりかねるといひますか、子供さんがいる対象の世帯に対して給付をさせていただくということですので、住所が別であればそちらのほうでの給付になろうかと思ひます。一緒の世帯であっても、住むところだけ違ひとなると住所地のあるこちらのほうで給付をさせていただくことになろうかと思ひます。

以上です。

○議 長 16番・鈴木一君。

○鈴木一君 そうすると、高校生については申請でということですが、最短どういう形になるのか教えてください。

それと、別々というのは失礼な言い方ですが、例えば寸前に離婚されたとか、あるいは訳あって別々に暮らしているという、さっき声がありましたがDVとかそういう問題で、別々に暮らしているということです。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ただいまの高校生の支払いに対するスケジュールについてお知らせします。年内には対象になる方に通知を送りたいと思います。その後、申請があり次第、随時所得の検査、審査などを行い、1月下旬頃から随時支払いを始めたいと考えております。

それから先ほどの別居などを行っている方は、どちらに払うかということですが、そういう場合は子供と一緒に住んでいる実態がある方に払うことが優先となっております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 初日にもお伺いさせていただきましたけれども、この福祉灯油の件で、こういう形で出させていただきました、ありがとうございます。間に合っていて感謝しています。

そのときにも聞かせていただきましたけれども、政府はこの事業者に関しても、今、13年ぶりの高値という部分で、補助を出すという形で決定をみているわけです。私どものこの自治体におきましてはそういう情報は入っているのでしょうか。今現在どういう状況になっているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 総務部長。

○総務部長 財政のほうにも、産業振興部のほうにも福祉保健部のほうにも、そういった明確な通知というのはまだ届いていない状況であると私は思っております。まだ我々は目にしておりません。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 分かりました。国会のほうでも予算がきちんとならないという部分でこういう形になっているかと思うのですが、ぜひ、そういう形になったら、私は専決してでも、ぜひ、執行していただきたい。そういう部分をお願いして終わりたいと思っています。

以上です。

○議 長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 12 号）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 109 号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 109 号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定についてご説明いたします。

南魚沼市事業創発拠点は、本議会初日に設置条例の議決をいただいたところでございますが、施設利用についても施設改修工事終了後、速やかに運営開始をしたいことから、本議会中において指定管理者を指定するものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

起業・創業者の発掘や人材育成などの、松井様のご寄附をいただいているイノベーション推進事業につきましては、昨年度既に開始しているところですが、事業創発拠点をその設置目的を達するよう運営するには、現在、進行形で進めておりますイノベーション推進事業といかに連携しながら運営できるか、こちらが重要かと考えます。そのため各ソフト事業の実施、それに対しての施設の効率的な運営は切り離せないものと考えます。

そのため、既にイノベーション推進、人材育成業務を受託し、市とともにその事業を進め、また企業紹介ビデオや移住希望者の市内企業への紹介などを通じ、幅広い分野で市内産業界と連携の実績も十分にある、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構に管理運営を委託するのが最も効率的と考えますので、公募によらず、申請書による審査により選定したいものであります。

議案 1 ページをご覧ください。

- 1、施設の名称は、南魚沼市事業創発拠点。
- 2、指定管理者に指定する団体は、一般社団法人南魚沼市まちづくり推進機構であります。
- 3、指定の期間は、変則的ではありますが、工事完了後速やかに供用開始したいことから、設置条例施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの約 3 年間であります。

3 ページからが議案資料の指定管理候補者による事業計画書でございます。

4 ページをご覧ください。1 の施設管理の基本方針では、起業・創業希望者支援や新たな



取引、事業の創出、イベント誘致による市内産業の底上げ、ワーケーションなどを通じてのビジネス交流の推進に寄与することとしております。

2の施設の概要は、JR六日町駅ロータリーに面し、貸出しスペース、倉庫、事務室を合わせ、合計延べ床面積287.3平方メートルであります。

5ページの3の利用計画では、年間1,729人の利用を想定しており、4がその利用料金となっております。

6ページには5、収支計画書、7ページにおいては6、団体の概要が記載されてございます。指定管理者委託料につきましては、664万6,000円となっております。支出において外注費におきましては、こちらアドバイザー等の外注費、それからウェブサイトの管理費、あとはこの人材育成推進の事業費、こちらのほうを外注にかけるという形で考えております。

なお、施設の管理運営は当該候補者が行いますが、施設運営や各種イベント、セミナー開催などについての助言、施設PR等は、現在、施設の整備段階から設営コンサルティングを行っていただいております株式会社スノーピークビジネスソリューションズから引き続き伴走支援をしていただきます。

また、本拠点整備の工期が3月31日となっておりますので、指定管理の開始は4月1日からを想定しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、収支計画6ページのほうです。人件費224万円ということでありませけれども、これは隣にあるこの南魚沼市まちづくり推進機構臨時職員2名の給料ということになるのか。

それから外注費であります。アドバイザー、コンサルでありませけれども、どういふ方をお願いするのか。イノベーション推進を外注ということでありませけれども、一体何を外注するのかよく分からない。それからウェブサイトの管理費、スノーピークビジネスソリューションズ。スタートアップのときにいろいろアドバイスを受けたようでありませけれども、このウェブサイト管理であります。こういうことをやるのは南魚沼市まちづくり推進機構ではないのですか。それを外注というのはどうなのかと思います。

そして、この右側にありますこの団体の概要ところで正職員3名。今ほどU&Iときめき課のほうをやっているふるさと納税寄附金の返礼品。返礼品の事務をこちらにやってもらっているわけですが、それをやりながらあそこの事務を受けるということであるならば、これはスタートアップという・・・始めの頃は、商工観光課であったり、企画政策課、U&Iときめき課、直営でやるべきではないですか。こういうのは直営で。直営ということは考えなかつたのですか。そこをお聞きします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、寺口議員の1番目の質問、人件費のところですが、一応臨時職員1人分という形で計算してございます。

以上です。

○議　長　産業振興部長。

○産業振興部長　あと、質問が多分、3つあったかと思うのです。まず2つ目ですけども、こちらの外注費の中のイノベーション推進という、この外注です。こちらの考え方ですけども、現在、実際にその人材育成の事業については進行中にはありますけれども、その方々だけではなくて、実際にこれはここで事業を推進していく上で、それらの伴走支援をするいろいろな立場の方であったり、講師をお呼びしたりとか、そういうものがもろもろ出てまいりますので、その推進の外注というのは、これが委託である場合もあるでしょうし、実際に人件費として講師である場合もあると思います。そこを想定して外注という形で書かせていただいております。

それから、ウェブサイトの管理については基本的には南魚沼市まちづくり推進機構が行います。ただ、スノーピークビジネスソリューションズということで挙げさせていただいた部分というのは、ウェブサイトを見ていただくと分かるのですが、スノーピークビジネスソリューションズのほうで現在キャンピング用品を使ったコワーキングスペースだったり、そういう拠点というのが全国に12ぐらい。前にも申し上げたかもしれないですけども、自治体が当然運営をしていますが、そこに対してウェブサイトのほうに当然PRというものを私ども市も連携した中で載せたいと。そうしたほうがPRの入り口としては非常に単市単独でやるよりも広いものがとれますので、そこについてのものをスノーピークビジネスソリューションズのほうに担っていただく。通常のウェブサイトの、例えばブログであったり、いろいろなそういう更新だったり、そういうものとかは南魚沼市まちづくり推進機構が行います。

あと、直営で進めるべきではないかというお話ですけども、この直営の議論も私どものほうではかなりさせていただきました。確かに直営というのは非常にいいということで、実際に委託して毎年管理費を、そこをお支払いするというのも考えたのですけれども、やはりここについては目的というものがまずあって、ここで人材育成、それからビジネスの創発等を進めていく中にあるのは、直営ではなくて、民間の南魚沼市まちづくり推進機構さんに運営を担っていただきますけれども、やはり行政とは一線を画した中でやるべきだろうということで、こういう直営ではなくて指定管理という形にさせていただきました。

以上です。

○議　長　商工観光課長。

○商工観光課長　アドバイザーにつきましては、今ほど部長が答弁しましたが、スノーピークビジネスソリューションズ様のほうで併せて伴走支援等をしていただくという形になります。

以上です。

○議　長　14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 直営のところでは議論をしたということだって、目的は人材育成やビジネス創発、これからスタートアップということでもありますけれども、ここを見るとほぼ外注でやりますよね。であるならば、これをわざわざ南魚沼市まちづくり推進機構ということではなくて、直営で十分やっていって、それから民間のほうにお願いしていくというようなことで十分考えるべきではないかと思います。

残念ながらこの南魚沼市まちづくり推進機構については、今現在正職員3名で、返礼品業務をやっているんですけども、返礼品業務、これは特殊な業務だと私は思いません。直営でやらなければならない部分だと思っています、直営でできる部分だと。

スタートアップについても当然外注のところではアドバイザーが来たり、講師を呼んだりということであるとするならば、これは今までだって市でこういうことをやっていたわけですから、それをわざわざ外注にするということは、ちょっと私は分からない。特にスタートですから。

そうではなくて、いろいろあったこの南魚沼市まちづくり推進機構ですけども、これを活用していこうという方向ではなくて、そうではなくて、私は逆に職員のスキルアップを図りながらやっていくと。これが職員の中に企画政策課という頭脳集団がいるわけですから、ここの中からそういうような事業をやっていくという、そういう人材を育てていくということが私は大事ではないかと思っていますけれども、この辺の議論はどうだったのですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、議論というお話ですけども、確かにこれは南魚沼市まちづくり推進機構ではなくても職員が直接やっていいのではないかという議論にもなるのですけれども、先ほども申し上げましたが、既に南魚沼市まちづくり推進機構のほうでいろいろな企業さんとのパイプだったり、例えば高校、学校、そういうところの例えば企業さんとのマッチングであったり、あとは市外の移住・定住も含めた中でいろいろな事業者さんとのつながりを既に持っているわけです。

なので、やはりそこについては、ここで人材育成だったり、事業創発ということになりますけれども、その先を考えると、確かに職員がするというのも手ですけども——職員は確かに伴走を一緒にはやります。ですが、職員は必ず何年かした後には、当然異動もあるわけですので、そういうものを継続して将来的に考えた中で、やはり10年ぐらひは最低、松井さんのご寄附をいただいた中で続けなければいけないという趣旨を考えると、やはりそこはノウハウを持っていて、外部のスノーピークビジネスソリューションズさん等から支援をいただきながらもそこに当たっていただきたいということで考えさせていただいたというところですよ。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 職員の人事といいますか、それが3年から5年で異動するというのが基

本ではあります。しかしながら、これからの行政というのは、担当職員がスペシャリストを目指していくということが絶対必要なのです。特にその人材育成、U&Iときめき課のほうにそういうスペシャリストになっていく方向であると思っています。

そういうところを南魚沼市まちづくり推進機構——意見を言っただけではないということでもありますけれども、民間の知を利用しながらと言いつつも、南魚沼市まちづくり推進機構を育ててきたのは、市の職員ではないですか。直営ですよ。であるならば、市の職員が直営でやって、そしてこれはそろそろ民間の知恵が必要だと思ったときに、こうやって指定管理として委託するという方向が私は筋だと思うのです。そこら辺について、どうも産業振興部長は考え方が少し違うみたいなのだけれども、それについて、いや、そうではないのだ、やはり職員の異動を考えたりすれば委託がいいのだというのであれば、私はそれは違うと思うのですけれども、それについてお考えを聞きましょう。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 多分、そこについては寺口議員と私どもの考え方が違うかもしれません。ただ、U&Iときめき課、それから企画政策課、それから私ども商工観光課、こちら3課のほうで、今、実際に南魚沼市まちづくり推進機構さんといろいろな議論をしながら事業を進めています。そこについては職員が、直営それか間接的なものがあるかもしれませんが、職員が実際にやっていないわけではないのです。やはりそこは民間を巻き込んでやるというのが、将来的には私は正しい考え方ではないかと感じております。

以上です。

○議 長 ほかに。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 非公募にする判断基準を最初に言いましたけれども、最初のスタートアップの場合は特に公募が原則の意味がさらに強くなるのです。非公募にする判断基準が4つあって、近い将来廃止になるか、緊急性があったか、公募したが応募者がなかった、この3つですけれども、今回この民間の稼ぐ力を利用して、起業家を育成する拠点をつくるというときに、なぜ公募という道を選ばずに、特定の事業者と契約を結ぼうとして、さらに支出の部の結構な部分を外注費が占めているわけです。つまり外注費が占めるということは、この選定した団体ができないことがたくさんあるという証明ですけれども、それでもこの事業者にやってもらいたいという思いが、何であったのか。

公募が原則、スタートアップは特に公募が原則。でもこの企業にやってもらいたい。さらに支出の部の結構な部分は外注費になっている。それでもこの南魚沼市まちづくり推進機構にやってもらいたいという思いをもう一度聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かに公募できれば非常によろしいかと思えます。ただ、先ほど提案理由の中で説明申し上げましたけれども、非常にスピード感を持った中で、もうでき次第オープンしたいというもの、そういうものを考えると、やはり公募ではなくて、実際にあるもの

をどう使うかということを考えていくと、やはり一番今適しているのは、我々も協力しますが、南魚沼市まちづくり推進機構がいいのではないかとことです。

外注費がかなり多いということになりますけれども、実際に南魚沼市まちづくり推進機構で全て講師がいて、全てのものできるのであればそれは非常にいいですけれども、私どもは公募の——例えば市外の事業者からどう協力いただくか。変な話、首都圏の優秀なコンサルする企業がここに拠点を持ってきてそれを運営しろといっても、なかなかこの金額では無理ですし、なのでそれを考えると、どういう形でそれを外部から、できる範囲を協力いただくかということになりますので、そういうことで一応外注費が出ているという認識であります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 スピード感の部分で、早くやりたいというのは分かったのですが、だったら契約期間を1年にして、その1年の間に公募して、しっかりしたものを見つけるという考え方もあったと思うのですが、もう既に3年契約とした理由をお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほど寺口議員のときにも申し上げましたけれども、継続性としてはやはり10年見るべきだろうと。人を育てるのも産業を育てるのもそれぐらいかかるだろうと思います。ただ、これが1年だと非常にサイクルが早すぎて、多分、運営を何とか——管理ですね、管理業務を何とかしただけで、その先のソフトであったり、本来の趣旨というのはここで人を育てるといふ事業になりますので、やはり1年ではそこは短いと。ただ、管理だけでいいのであれば1年でいいですけれども、やはりそういうわけにはいかない。継続性を求められると思いますので、今回は3年という形で提案させていただきました。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今回、南魚沼市まちづくり推進機構にやってもらいたいということですが、こういった施設を管理運営してきた経験はあるのですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 経験はございませんので、南魚沼市まちづくり推進機構さんについてもチャレンジだと思います。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点聞かせていただきます。まず、少し教えてもらいたいのは指定管理者委託料のところですが、この指定管理者委託料の原資になるのは松井さんの基金でしょうか。それとも普通に市のほうのお金を何か出しているのか、そここのところの確認をもう一回させていただきたいと思います。

それと、外注費が先ほどから問題になっていますが、アドバイザーとかいろいろなところ

に出していくと。これですけれども、考え方によっては初年度はそういった事業を出して、南魚沼市まちづくり推進機構の人たちがそういうものを学びながら、将来的には自分たちでできるようになって、この外注費が減っていくとか、そういうことを考えていらっしゃるかどうか。その点をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、大平議員の質問に対する回答でございます。1つ目、お金に関しては、松井様の基金があたると認識しております。

また、2番目のその外注費、初年度以降ということでございますが、当然議員のおっしゃるとおり、ノウハウを学んで、例えば南魚沼市まちづくり推進機構さんのほうで十分できるという体制になれば減っていきますし、ウェブサイトのほうも、今回初期費用ということでウェブサイトの構築ということで少しお金がかかっていますが、初年度以降は管理費になるので、外注費のほうはどんどん下がっていくのではないかという見込みでございます。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）松井様の基金を充当していくと認識しております。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私もちよっと指定管理者委託料についての考え方というか、私はこう思うのですけれども、この拠点をつくることによって、結局のところ事務費がかかってしまうわけですね。メリットも当然あると思うのですけれども、少し言い方が悪いのですけれども、例えば660万円。これをつくることによって、660万円以上の価値が出ればいいという思いもありますけれども、これをつくらなくて、例えば660万円を人に補助を出して、そしてその人が例えば年間700万円報酬がとれるようになれば、それはある意味、それはそれで成功という面もあるわけです。それを例えば10年間できるとも思うので。そういうふうに、あのときこれをつくるのではなくて、こういう拠点をつくって、しっかりと数字でできるというのを、私は一つの目的にもしなければいけないと思うのです。

なので、しっかりと目標をつくるというのは非常に子供たちとか、将来の地域の人たちに夢を与えるというのものもあるかもしれないけれども、目に見る成果も出さないことには、私はこの基金の目的にそぐわなくなると思うので、そここのところの確認を一つ聞かせていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 牧野議員がおっしゃるとおりだと思います。やはり総合計画で創業者を何人つくるとかのこともありますし、チャレンジ支援補助金を年間5人、それにチャレンジする方をつくりたいということもありますので、やはりこの中でKPIというものもある程度決めて、そこはそれで目標を達成できるように向かっていくべきだと思います。

以上です。

○議 長 ほかに。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 高度な議論の後、申し訳ないような質問ですが、この施設の基本という

かに対しては、利用計画のところの休館日が土・日・祝日となっているのですが、この方針からすると土・日・祝日こそ開いてほしいという思いがあるのです。これは本当は条例のときに質問しなければいけない問題だったと思ったのですが、そこだけ教えていただきたいと思って質問します。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 条例設置のとき、初日に平日9時から5時ということでご説明させていただきましたが、こちらにつきましては、類似の同じようなスノーピークビジネスソリューションズさんの名前を冠しているような施設のほうへ視察に行っていました。同じように平日のみ、しかも昼間のみという施設が何店舗かありました。

そういうところへ利用状態を聞いてみますと、ビジネスの集まり、お話なので、どうしても仕事時間中のみの活動が多いということで、夜間とか土日というのは非常に利用が少ないということです。とりあえず、そういう状況が見受けられるということであれば、私どもも土日を開けて、またコストもかかるということでもまずい問題でもございますし、こちらの形態で始めさせてもらいまして、しばらくして様子を見たらまた変えていくのも一つの手かと考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第109号議案に対して反対の立場で討論させていただきます。先ほどのDMOの会合では稼ぐ力、起業家育成、これから人材育成、そういったものが大事だと話されました。そして松井さんの基金を使って、市内にいる若者の人材を発掘していこうという発想でこれが始まっているのに、一番大事な活動拠点の指定管理を公募しない理由が、僕には分からないのです。

スピード感とおっしゃいますけれども、時間が必要なら、まず、最初だけ直営でやって、決まるまで直営でやってもいいと思うのです。まず時間をかけて、しっかりした事業計画書を出してもらって、アイデアを出してもらって、そこにすごい人材がいるかもしれないのです、南魚沼市内に。そこを出してもらって、そこからでもいいのではないですか。何でもここまで急ぐのが僕には全く分からなくて。松井さんの意思を、僕は話したことがないから分からないですけれども、イノベーションとかそういったものほどこに潜んでいるのか分からないから、しっかり情報を出して、公募して皆さんのアイデアを聞くという姿勢がすごく大事だと思うのです。

先ほど、全国の半分ぐらいが公募と言いましたけれども、新規の場合はもう公募がほとん

どです。北海道苫小牧市なんて非公募の場合は、非公募の理由を全部ウェブサイトに載せています。非公募の理由はこうだと。南魚沼市の場合はほとんどが非公募で、その理由も示されないし、その審議会のメンバーが全員市長の部下です。本当に起業家を育成したいなら、こういうところから変えていきましょうよ、本当に。でないとこの町は変わらないです、本当に。

黒岩揺光、本日最後の反対討論になりました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは第 109 号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定について賛成の立場で討論に参加いたします。私自身も十数年前にこちらに移住してきて、初めて自分で会社を立ち上げて今に至っていますが、そのときの苦労を考えると、事務所を借りるということがとても困難であった。仕事をする場所が自宅以外の場所であったらよいというところで、さんざん探し回りましたが、なかなか見つからず、やっと見つかったところが今の事務所でありまして、そんなことを考えながら今の議案を聞いていました。

つまり、私たち移り住んできた者にとって一番重要なのは、どのような人がこの地において、どのようなネットワークを構築するかによって、自分たちが起こすべきビジネスの行方が決まっていくといったところを痛感しております。そういう意味では、先ほど産業振興部長の答弁の中にありましたスピード感をもってこの施設を開設したいというところには、物すごく大きな意味を私は感じておりますし、その有用性を感じています。

一方で、指定管理を誰にするかという議論はあったと思うのですが、それに関しても地方創生を推進するといった中で、地域再生法人として南魚沼市まちづくり推進機構を南魚沼市が指定しているので、そのような経緯を考えると、公募という方法もあったのかもしれませんが、スピード感をもって誰に何をやらせるか。即座に開設するということが目的であるのならば、それは地域再生法人にそれを任せるといえるには納得ができる状況であると思います。

以上のことをもちまして、指定管理者に関しては南魚沼市まちづくり推進機構で私はよいと感じておりますので、賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

10 番・吉田光利君。

○吉田光利君 第 109 号議案について賛成の立場で討論に参加いたします。今ほどの指定管理についてでございますが、直営がよろしいのではないかと、あるいは時期尚早ではないかと、急ぐことはないのではないかとという反対のご意見がございましたけれども、私が思うのに、南魚沼市まちづくり推進機構の今の実績、あるいは今の対応を見ていますと、企業紹



介ビデオ、説明がありました。あるいは製造部の・・・の立ち上げ、あるいは学校とのパイプ、いろいろな面で活発な活動をして、まさに今回、移住・定住に直結する行動をしていると思います。この南魚沼市まちづくり推進機構の役割というのは大変大きなものがあり、評価するものがあると私は思っております。今、南魚沼市内で、この事業創発拠点の指定管理者に一番ふさわしいと、私は今の時点では思っています。

そして、松井基金の関係をお話ししますと、まず、眠らせてはいけません、急がなければいけないのですという思想の中で、この4月、この拠点をオープンしたいという中で、今、指定管理を議会で通さなければいけないわけです。私はそう思っています。

また、スノーピークビジネスソリューションズの問題もありましたけれども、すばらしい会社でありますし、ノウハウを持っていると思います。やはり民間の本当の意味のノウハウを生かすというのは一番ふさわしいものかと思っています。直営で、当然職員としても優秀なメンバーがいらっしゃるとは思うのですけれども、やはり民間と行政ではこういう形の中では私はスピード感、考え方が違うと思います。そういう面ではこの今の指定管理者の内容については、スノーピークビジネスソリューションズさんの問題、あるいは南魚沼市まちづくり推進機構の問題については、非常にタイムリーであり適正である、適任だと私は思うのであります。

そういった面で賛成の立場で討論に参加させていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第109号議案 南魚沼市事業創発拠点の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、発議第11号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第11号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について説明いたします。

昨年6月5日、43年間、娘の横田めぐみさんの帰りを待ちながら、ついに再会を果たせな

いまま父の横田滋さんが 87 歳でお亡くなりになりました。どれだけ無念だったでしょうか。

中学 1 年生のめぐみさんが拉致されて今年で 44 年になりました。北朝鮮による日本人拉致問題につきましては、政府が認定した拉致被害者 17 名のうち 5 名が新潟県関係者であり、曾我ひとみさんの母、ミヨシさんもいまだ帰国を果たしておりません。ほかにも拉致の可能性を排除できないものとして、分かっているだけで県内で 6 名、全体で 875 名がいます。

日朝首脳会談において、北朝鮮が拉致を認めて謝罪し 5 名の被害者を帰してから 19 年が過ぎました。拉致問題の解決に向けた進展が見られない中、既に長い歳月が経過しております。被害者自身やその家族の高齢化が進んでおり、もはや一刻の猶予も許されないことから、早急に被害者全員の即時帰国を実現しなければなりません。拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国、並びに真相の究明に向け、国際社会と連携を強化し、あらゆる手段を講じ、国を挙げて全力で取り組まれるよう強く要望するものであります。

議会運営委員会では全会一致で賛成でした。私もふだんつけているこのブルーバッジ、この色は海、そして空はしっかりとつながっているという拉致被害者の方々へのメッセージが込められているということで、思いが届きますように。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、拉致問題担当大臣に意見書を提出するものです。皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 11 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 11 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議 長 日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第 166 条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたし

ました。

○議 長 日程第 20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和 3 年 12 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間お疲れさまでした。

〔午後 4 時 03 分〕